

令和4年3月第16回亶理町議会定例会会議録（第3号）

○ 令和4年3月3日第16回亶理町議会定例会は、亶理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（17名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1 番 | 小野 一雄 | 2 番 | 鈴木 邦彦 |
| 3 番 | 高野 進 | 4 番 | 結城 喜和 |
| 5 番 | 安藤 美重子 | 6 番 | 大槻 和弘 |
| 7 番 | 鈴木 秀一 | 8 番 | 小野 明子 |
| 9 番 | 佐藤 邦彦 | 10番 | 木村 満 |
| 11番 | 森 義洋 | 12番 | 渡邊 健一 |
| 13番 | 澤井 俊一 | 15番 | 鈴木 高行 |
| 16番 | 熊田 芳子 | 17番 | 鈴木 邦昭 |
| 18番 | 佐藤 實 | | |

○ 不応招議員（1名）

- 14番 佐藤 正司

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（1名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	牛 坂 昌 浩	企 画 課 長	齋 義 弘
財 政 課 長	大 堀 俊 之	税 務 課 長	佐 藤 文 行
町 民 生 活 課 長	岡 崎 詳 子	福 祉 課 長	佐 藤 育 弘
長 寿 介 護 課 長	橋 元 栄 樹	子 ども 未 来 課 長	岩 泉 文 彦
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	関 本 博 之	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	佐々木 厚	上 下 水 道 課 長	齋 藤 秀 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 邦 博	教 育 課 長	奥 野 光 正
教 育 次 長	南 條 守 一	教 育 総 務 課 長	太 田 貴 史
生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	牛 坂 昌 浩	代 表 監 査 委 員	渋 谷 憲 之

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	参 事 兼 庶 務 班 長	佐 藤 貴
主 査	片 岡 工		

議事日程第3号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前 10時00分 開議

議長（佐藤 實議長） おはようございます。

会議が始まる前に、議員各位、傍聴される皆様にご連絡いたします。

本日の会議は取材のため、報道機関から傍聴席での撮影及び録音の申入れを受け、許可しておりますので、ご了承願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

なお、14番 佐藤正司議員から欠席の届出があります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、2番 鈴木邦彦議員、3番 高野 進議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（佐藤 實議長） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

9番、佐藤邦彦議員、登壇。

〔9番 佐藤 邦彦 議員 登壇〕

9番（佐藤邦彦議員） 9番、佐藤邦彦でございます。

私は、大綱1、町長の政治姿勢について、大綱2、交通事故防止対策について質問を行います。

大綱1番、町長の政治姿勢について。

山田町長は、平成30年5月町長に就任し、令和4年5月27日に任期が満了いたします。震災復興発展期から令和の新しい時代へ、そして、コロナ禍の激動の4年間でありました。これまでの町政運営について、次の質問を行います。

(1) 町長が目指した公約の実現と町政運営の総括をお伺いいたします。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 私は、平成30年5月に「豊かな心が溢れる亙理 推進！」という大きな理念を掲げ、町長選挙に出馬をいたし、多くの町民の皆様にご支持をいただき、当選をさせていただきました。

その公約といたしまして、

1つ目、子育てしやすいまちづくりの推進

2つ目、教育環境の整備

3つ目、産業の振興

4つ目、震災復興計画の迅速化

5つ目、町民の皆様との協働のまちづくり

の5つを実現すべく、就任以来、町政に反映をさせてまいりました。

1つ目の「安全安心な子育てしやすいまちづくりを推進」に関しましては、令和2年4月に子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から出産・育児・子育て期まで健やかな子供の成長を願い、ワンストップで親の様々な悩みの解決に当たってきております。

また、令和3年4月2日からは「わたりっこ未来応援金」、この事業を開始をしております。子育てに限らず、障害をお持ちの方や、高齢者のための施策でもありますが、逢隈駅トイレのバリアフリー化や、今月23日より供用開始予定であります亙理駅バリアフリー化事業を行ってまいりました。

2つ目の「教育環境の整備 人の心と亙理の未来を育てます」に関しましては、高屋小学校に続き、荒浜中学校に小規模特認校制度を導入し、特色ある教育活動の実践と、学校教育の質の向上・維持を図ってまいりました。

また、様々な事情で、学校へ登校が難しい状況になっている児童生徒のために、

学びの場の提供をしながら、児童・生徒や保護者に対して各々に応じた支援活動を行う心のケアハウス「さざんか教室」事業を行っております。

3つ目の「産業の振興 亘理の経済力を育てます」に関しましては、本町発祥の郷土料理「はらこめし」を永く後世に伝承し、郷土料理の醸成につなげていくことを目的に、はらこめし推進条例を制定をさせていただきました。

また、亘理地区工業団地への企業誘致に関し、東京機材工業・逢隈製作所の2社以外に、先月2月17日には弘進ゴム株式会社関連会社であります弘進リトレット株式会社との立地協定を締結することができました。そのほか現在、複数社と最終合意に向けて調整中でございます。

4つ目の「亘理町震災復興計画の継続と迅速化」に関しましては、皆様方からの力強いご支援によりまして、計画年度でありました令和2年度をもって、亘理町災害復興計画に基づく、各種復旧復興事業が完遂することができ、復興から発展を遂げる「新生わたり」が目に見える形とすることができました。

5つ目の「町のあるべき将来像を町民の皆様を描いていただき、協働で亘理の未来をつくっていきます」に関しましては、4地区の区長会との懇談をさせていただき、各地区が抱える課題や要望を把握することができ、今年度よりスタートをしております「第5次亘理町総合発展計画後期基本計画」で掲げております5本の柱とリンクをさせながら、町のあるべき将来像を実現してまいりたいと考えております。

これ以上に、やはり町のあるべき将来像を町民の皆様と一緒に考えていきたいということで、推進をしたかったわけですが、私の任期、現在まで3年9か月経過をしているところでございますが、その半分以上をコロナ対策の対応ということになってしまい、なかなか町民の皆様とじかに触れる機会が少なかった、そういう関係で、これに関しましてはもう少し時間が欲しいなと思っているところでございます。

また、町政運営につきましては、民間出身の視点で事務事業の見直しを実施し、職員一丸となって財政健全化を図ってまいりました。これに関しましては、常に私の頭では、プライマリーバランス、収支を均衡に保つということを常々念頭に置きながらやってきたつもりでございます。

また、これまで町政運営を行うことができたのは、町民の皆様、議長をはじめ町議会の皆様及び関係者の皆様のご理解とご支援に対しまして、この場をかりま

して感謝を申し上げます。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） ただいまご答弁にあった公約についての新たな事業に着手しているというふうなことについては、私どもも承知をしているところでございます。

山田町長は平成30年6月定例会においてですね、就任に当たり町政運営の決意として、先ほどお話があった復興から発展に向けた互理町の大きな目標に向けた第一歩を歩んできたわけでございます。

そして、その政策を推進するためには、町民との信用・信頼が基礎であるとも述べられております。

そのためには町民とのきめ細かな対話が求められ、政策の丁寧な説明と理解が大変重要であることは、言をまちえません。そして、町民の意見を町政に反映していかなければならないと考えます。

この4年間を概観し、町民の信頼醸成への取組と、町民のニーズをどのように生かしてきたのか、所見をお伺いいたします。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 先ほどちょっと申し上げましたが、現在できているのが、確実にできているのが、4地区の区長会との懇談会を実施をさせていただきました。もちろんご存じのように、区長さんは各地区における、各行政区における様々な問題を把握をされている方でございます。

その方々と、以前であれば、どちらかというところにカーブミラーをつけてくださいとか、陳情型のことが多かったんですが、現在は4地区ごとに地区全体で様々な問題を抱えていらっしゃると思います。それを取りまとめていただきまして、議論をする、そういう意見交換をする場が最近、今年度開催できたということは、大変私たちも様々な町の各地区の地域の声を拾い上げることができたのではないかなど。それをいかに今後、町政に反映していくかということで、今、それを行っている最中でございます。

先ほども申し上げましたが、残念ながらこの2年以上にわたりまして、コロナ対応ということで、なかなか各種行事、各種会議が縮小であったり、中止という状況の中で、町民の皆様となかなか本当に触れ合うことができなかつた、意見を聞くことができなかつたというのは大変心苦しいところでございますが、ポストコロナの

時代になりましたら、その辺を含めて、今まで以上に町民の皆様とお話をしながら行政を進めていきたいなと思っているところでございます。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） 確かに町長の任期の後半につきましては、コロナ禍からの感染対策に、行政リソースが割かれてしまったというふうなことがあります。

そして、コロナの脅威は人の流れを止め、仕事を奪い、まちの活力を、残念ながら衰えさせてしまったというふうなことになります。

先ほど町長の説明にあった5つの推進施策、子育てしやすいまちづくり、教育環境の整備、産業の振興、震災復興計画の完遂、町民協働のまちづくりの事業実施について、町長が当初、思い描いて考えていた進捗に対してですね、実施状況を成果をご自分の思いとして、仮に数値で表すとすればどのようにお考えなのか、所見をお伺いいたします。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 今のご質問は、以前にもほかの議員からもご質問をいただいた、町長はどのぐらい自分のやってきたことが、点数にするとどのぐらいかということでしたが、私はあえて点数では申すつもりはございませんが、優、良、可、不可という4段階で考えますれば、どうにか可に引っかけたのかなと。ですから先ほど申し上げましたように、なかなか推進できなかった部分っていうのは、やはり町民の皆様の声を反映するという部分がどうしても少なくなってしまった。それは、本当の会議の場とかで言うのではなくて、やはり町民の皆様といろんなイベントとか、そういうところでお会いしたときに、どうしても立ち話とか、こうやってほしいんだ、こうやってほしいんだっていう声をなかなかお聞きすることができなかった。それを反映するのができなかったというのは、大変私にとっても心残りでございました。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） （2）番に入りたいと思います。

新しく見えた課題と今後の取組についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 新しく見えた課題と今後の取組でございますが、近年の本町の人口は3万3,000人台を維持しておりますが、年間で死亡者、亡くなる方と出生数を

比較しますと、年間で約400名ぐらいの方がお亡くなりになっております。それに対し、出生数が約180名と、自然減が多い状況になっております。

また、社会動態につきましては、転出された方が900人に対しまして、他の市町村から転入されている方が1,100人となっております。

世帯数につきましては、先ほど申し上げましたが、人口は大体横ばいで推移しているものの、年間で200世帯ほどが増加している状況でございます。

令和2年の国勢調査の結果を見ましても、世帯人員が1名から4名の世帯が1万821世帯と最も多いことから、単身世帯や核家族世帯が増加していると考えており、第5次亘理町総合発展計画の基本理念で掲げております定住人口3万4,000名の維持に向け、取組が必要と考えております。

ちなみに、ちょうど20年前の2001年、平成13年1月の人口と世帯数でございますが、当時の人口が3万5,544名、世帯数が1万66世帯ございました。

20年後の今年の令和4年1月末の人口が3万3,405名、2,139名の減少ですが、世帯数は反対に1万3,029世帯、2,963世帯が増加している状況でございます。

そのような状況でございますので、様々な施策を取りながら、今後とも定住人口の促進に努めてまいりたいと思っております。

また、今後の取組としましては、官民連携プロジェクトの推進による地域の活性化及び交流人口の拡大を図ってまいります。

また、DXデジタルトランスフォーメーションの推進としましては、地域活性化企業人の制度を活用しまして、本町における各業務の見直しを行い、デジタル技術を活用した業務改革を図るとともに、各種手続などにおける住民サービスのさらなる向上を図ってまいります。

さらには、核家族化や共働き世代の増加などにより、児童福祉施設の需要が見込まれることから、幼稚園と保育所の機能を合わせ持ち、教育・保育を一元的に行う私立幼保連携認定こども園の整備に着手をしてまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） 今の答弁にありましたとおり、定住化については、大きな大きな亘理町の命題であると私も考えております。

山田町長の公約の大きな柱は、責務はふるさとの再生であります。多くの尊い人命と財産を奪い、被害をもたらした東日本大震災からの復興と発展であります。

亘理町としての活力を取り戻すこと、それは町のにぎわい、生業となります。人材を集め、税収を増やし、経済を活性化させ、産業の集積につなげる、人口を増やしていく。先ほど町長がお話しになった政策であると思います。

震災前の人口であります、平成23年2月の震災前の月の人口であります、3万5,585名でございます。現在の令和3年12月では3万3,419人と、2,166人ほど減少しているわけです。

しかしながら、ここ数年の人口動態を見ても、減少幅が明らかに鈍化しているんですね。自然増よりも転入者が増えているというふうな現状でございます。

これは、道路交通網の整備や役場庁舎の移転など、亘理町の温暖な気候で住みやすい生活環境と考えられるわけでございます。

そこで、町長にはこの流れを加速させ、ふるさとの再生、人口を増加させる、亘理町に住んでいただく、目に見える実効性のある定住化政策。言葉で言いますと、人を張りつけていくというふうな表現の仕方をあえてしますが、そのような政策を進めていただきたいというふうに考えます。このことについてご所見をお伺いいたします。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 確かに先ほども数字的にもお話をさせていただきましたが、社会増が多く出ているために、亘理町は人口減少がほとんど微減で止まっているという状況でございます。

今後とも、このような形で先ほど申し上げた企業誘致であったり、そういうことを通しながら、そして荒浜地区で新しい官民連携のプロジェクトも始まっております。そういうのを通しながら、ぜひですね、亘理町の人口増、そして社会増、そしてなるべく自然減な状況、それはなかなか厳しいと思っておりますが、少しでもそれが縮小できるように、そして最終的には全体的に人口が微減から微増、そして増加に持っていけるような施策に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） 次の（3）番に入ります。

次期町長選挙に向けた意欲をお伺いいたします。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 私は、平成30年5月28日に町長に就任以来、3年9か月にわたり

まして町長の職務をさせていただいたところでございます。

その中で一番感じたのが、4年前に私は「豊かな心があふれる亶理」それを推進するということで、それをスローガンに掲げ、町長選挙を戦わせていただきました。

就任以降、それプラス感じたことが1点ございます。亶理町をもっと豊かにしていくためには、やはり活力ある亶理をつくっていかねばならない。そのための一つの施策として、ただいま工業団地の企業誘致であるとか、様々な形で新しい取組に取り組んでいるところでございますが、今後ともそれを推進しながら、ぜひ町民にとって、本当の意味での心の豊かさ、経済的な豊かさも感じられる地域を創造してまいりたいと思い、このたびの5月22日投開票であります亶理町長選に立候補をさせていただきたいと考えているところでございます。

必ずや今まで以上に、私の頭の中でぜひ考えながら、新しい亶理をつくるために進んでいきたいと思っておりますので、皆様のご協力を何とぞよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） ただいま山田町長より、町民の皆様に対してご決意が表明されました。

最後になりますが、今日、感染症コロナ禍は、人々の考えと行動に変化をもたらしてしまいました。暮らしが変わり、新たな社会の流れが生まれました。これからこの新しい流れを強みとして伸ばし、生かす視点を持って、危機をチャンスに変え、政策に磨きをかけ活力ある、そういう亶理町をつくり上げ、かけがえのないふるさとを守り抜いていく。亶理町長、山田町長に課せられた使命と考えてよろしいですか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 私に課せられたのは、そのようなことだと思っております。

本当に次世代を担う人たちが、暮らしやすい亶理を感じていただけるように、私は多分歴史の中では、リレーで言えば本当の一ランナーであると考えておりますけれども、次世代のことを考え、そしてその後の亶理町のことを考え、今後とも努力、精進していきたいと思っております。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） それでは、2番の交通事故防止対策について、入りたいと思います。

交通事故防止対策について。

交通事故は、当事者が被害者や加害者になり、家族ともに大きな苦しみと負担を伴う社会問題であります。その中で、高齢者が関係する交通事故が後を絶ちません。高齢者の事故防止と道路交通環境について、次の質問をします。

（1）高齢者の交通事故防止対策の取組をお伺いいたします。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 高齢者の交通事故防止対策につきましては、本町における交通安全の大きなテーマの一つであります。警察署をはじめ各交通関係団体と連携をしまして、啓発活動や高齢者向けの交通安全教室などを開催するなど、各種対策を継続して実施をしております。新型コロナウイルス感染症の影響に伴いまして、高齢者を集めての交通安全教室の開催は、近年、非常に困難な状況であります。今年度につきましては、12月に互理警察署、シルバー人材センターに協力をいただきまして、危険予知を題材としました研修を感染症対策を講じた上で実施をさせていただいているところでございます。

議 長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） 交通安全については、警察をはじめ各関係機関、あと町民総ぐるみの啓発活動運動を行っていることについては、まずもって感謝を申し上げ、私も努力をされていることについては承知いたしております。

高齢者については、年を取って加齢に伴う身体機能の低下によって、交通事故を起こすリスクが非常に高まってくるというふうなことがございます。高齢者の交通事故を分析しますと、認知機能と視野機能の低下によると考えられる交通事故が多くなっております。

また、若いと自信を持っていても、老いは確実に進み、体は衰えていくものでございます。やはり高齢者の交通事故防止は、きめ細かな広報、啓発活動が大切になるのではないかというふうに思います。

そこで、高齢者向けに道路を歩くときや横断歩道の注意、自転車に乗るとき、車を運転するときの注意などを知ってもらう、非常に分かりやすく、見やすいイラストを駆使した「高齢者交通安全マニュアル」を作成して、高齢者世帯に配布しては

どうかというふうにご提案申し上げますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） ただいま佐藤議員のほうから、そのような申出がありました。先進地等そういうのも含めまして、様々な検討を重ねまして、配布できないかどうかを検討してまいりたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） そしてまた、これは認知機能の低下、つまり認知障害として、これは認知症というふうなことになってしまいますが、自動車運転はもとより、交通事故の危険が高まってくるわけでありまして。交通事故防止対策の啓発、広報はもちろんのこと、認知の早期発見、これが非常に大切であります。気づきですね。

この認知症の予防を心がけるために、先進地の情報で見ましたが、「交通安全認知障害チェックリスト」というふうなチラシですね、1枚もののチラシ、表裏、そこに15項目ほどのチェックリストを記載して、年に1回ほど配布して、そして高齢者の方がその項目をチェックして、項目が幾らあればちょっと受診を促すというふうなものを定期的に配布してると。

このようなものも、大変有効ではないかというふうに考えますが、この対応についていかがお考えかというふうなことでございます。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） その件に関しましては、総務課長のほうよりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩課長） ただいまのご意見でございますが、交通安全運動期間中にも、高齢者に向けたチラシの配布等について実施しておりますので、その中身について、内容を踏まえて付け加えるなどしていきたいと考えております。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） 次ですね、認知症高齢者の徘徊による交通事故防止でございます。

例年、防災無線で行方が分からなくなった高齢者の発見協力の呼びかけ放送が、ついこの前もありました。介護を行うご家族に取り、徘徊は大変なご苦勞でございます。私の祖母も認知症になって徘徊し、探し回ったというふうな経験もありました。

そこで、この徘徊により、早朝や夜間に交通事故に遭遇してしまう事例が毎日のように報道されております。そして悲惨な事故により、本人や家族が賠償責任を問われる訴訟が全国で起きております。

これらの事故防止として、これも当然介護部局との連携になると思いますが、行方の追跡と事故防止について、もし対策、お考えがあればご説明申し上げたいと思います。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） そちらの件に関しましては、長寿介護課長よりお答えをさせていただきます。

議 長（佐藤 實議長） 長寿介護課長。

長寿介護課長（橋元栄樹課長） ご質問のことについてですけれども、一昨年度から徘徊高齢者向けにQRコードですね、シール形式ですけれども、それらを活用しまして早期発見につなげるという取組をしているところでございます。

以上です。

議 長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） この項目もう1点なんですけど、先ほど先日も暗くなってから行方不明者の防災放送があったと。

この場合ですね、夏は日が長いんですけども、どうしても探し回ってご家族の方から探してくれというような連絡が来て放送になるかと思うんですけども、どうしても真っ暗くなってしまった状況の中で、そして冬は寒いと。行方不明になった方は、生死に直結するわけなんです。だから、この放送がもっと早期にできないかというふうないろんな話はお聞きます。

この辺の対応というふうなもの、これも依頼が来て対応するというようなことにはなるんでしょうけれども、この辺の対応についてはもっと早く防災放送無線ができないのかというふうな、この辺の対応はどのようになっているのかというふうなことをお伺いします。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 確かに冬はやはり4時半ぐらいになりますと暗くなりますし、夏であれば7時近くまで明るいという状況がありますが、直近の先ほど議員がおっしゃっている徘徊の件でございますが、それは気がついたのが4時半以降であったと

いうお話を伺っております。

ですから、早急にすぐ放送につなげて、それから警察のほうに申出をして、早急にすぐ先日の場合であれば、徘徊の情報を流させていただいたということになります。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） 極力今後、分かった時点で早期に防災無線を流させるようなご対応をお願い申し上げ、（2）番のほうに移りたいと思います。

高齢ドライバーによるブレーキとアクセル踏み間違い事故防止のため、後づけ急発進抑制装置に助成する考えがあるか、お伺いたします。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） ご質問をいただきました踏み間違い防止につきましても、高齢運転者に対する事故防止の一つの手段であると認識をしております。

亘理警察署からの情報によりますと、ここ数年の高齢運転者による交通事故として最も多いのは、交差点などにおける出会い頭の衝突事故、一時停止箇所における不停止が原因での衝突事故、信号機前などでの追突事故の大きく3種類であり、これら全て運転中の不注意や確認不足が主な原因のものでございます。

このような背景から、本町としましては、まずは不注意や確認不足に対する注意喚起としまして、高齢者向けの啓発活動や交通安全教室を通しまして、運転に慣れている方でも高齢による、先ほど議員のほうからもお話がありましたが、視野の狭まりや反応の遅れを再認識していただくことを呼びかけることが、事故防止に、より効果があると考えております。

また、高齢者の免許返納を推奨している現状でもありますので、町独自で後づけの安全運転支援装置の設置に対する補助助成を導入することは、現時点では検討をしておりません。

今後、踏み間違いによる事故なども含め、事故の主な原因を見極めた上で、効果的な諸対策を実施してまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） 確かに啓発ですね。気づきを最優先して物事を考えていくというのは私も理解できますが、亘理町交通安全条例第16条、交通安全の確保に関する製品の利用促進というような項目あるんですね。

ここには、町は交通安全の確保に資する機器、器具類等の製品の利用促進を図ると規定されているわけです。後づけの急発進抑制装置への支援は事故防止施策として、第16条にある機器、器具類等の製品に該当するというふうに考えられますが、この点についてはいかがでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） ただいまの質問に関しましては、総務課長のほうよりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩課長） ただいま議員からの質問でございますけれども、確かに条例上につきましては、機器、器具等の製品の利用促進を図ることとなっております。

確かにこの条例に、後づけの急発進装置も該当するかと考えられますけれども、これについて助成することにつきましては、また別ということで、別な形で利用促進を図るといような形になるかと考えております。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） この後づけ急発進装置って私も乗って、どういう状況になるかというようなことを体験しました。やはりかなり優れものでございます。低価格で安心感を高齢者の方に持たせるだけでも非常に有効なのかというふうに思います。前後にセンサーがついていまして、10キロ以下の場合、急発進とかアクセルの踏み間違いの場合ですね、運転者に音や何て言うかな、表示で警告して、それ以上スピードが出てくると、アクセルを信号で抑制するというふうなものなんですね。価格が3万円から5万円ぐらいというふうなことで、事故防止としては有効な装置だというふうなこと。そして最近はこのサポートカーですね。当初からサポートカープラスこの機能が一緒についてる標準装備になってるわけなんです。ただし、高齢者世帯が所有する車には、もう当初から大きな金額で買うっていうわけにはなかなかいきませんので、この後づけ急発進装置が非常に経済性と安全性から合理的じゃないかというふうに考えるわけなんです。

またそこで、互理町交通安全計画ってあるんです。第5節高齢者運転対策の充実というふうな項目があるわけなんですよ。ここに免許返納が困難な人に対し、高齢者の身体能力や判断力の低下に伴う事故防止対策として、サポートカーや後づけの急発進抑制装置というふうな記載があるんです。

それで、第10次互理町交通安全計画、これは平成29年から令和2年間の5か年間の計画なんですけど、ここにサポートカー後づけ装置に注視していく。つまり注目して見ていく。手始めだったから5年間、注意しながら見ていくというような表記ですが、今現在策定されている第11次互理町交通安全計画、令和3年から令和7年、サポートカー後づけ装置の情報提供を図るというふうにランクアップしているんですね。情報を図ると、お勧めしてるんですね。免許返納する方たちのためにも、このようなことを積極的に推進しているというふうなことが記載されています。

だから、ここは町長に一步足を踏み込んで3万円から5万円、これの50%としても1万5,000円から2万5,000円というような金額でございますので、これで大きな安心を担保できるというふうなことが大変有効じゃないかというふうなことから、積極的に支援を講じるべきではないかというふうなご検討を、今先ほど考えていないというふうなことがございましたが、再度ご検討していただけないかというふうに思います。いかがですか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） この後づけ急発進抑制装置に関しましては、以前もほかの議員からご質問を頂戴をしたところでございます。

なお、これに関しまして再度庁舎内で検討させていただいて、本当に有効性等も一回検証しまして、それをつけてそれ以外に不自由さはないのかどうか、その辺も含めまして、再度検討させていただきたいと思っております。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） 次に、最後の（3）番に入ります。

鹿島区の互理中央線と農道悠里線のT字路は、停止線と交通標示マークが消え落ち、横断歩道もなく、見通しが悪く、交通量の増加とともに交通事故の危険性が高まっております。

近くに保育所があり、学校の通学路、一般歩行者、自転車の通行があります。このことについて、道路交通環境の改善策をお伺いいたします。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） ただいま質問のございましたT字路交差点につきましては、役場庁舎の移転などもあり、以前より交通量が増えているものと認識をしております。

農道悠里線は、北側に歩道がありますが、町道互理中央線につきましては、歩道

がないため、交差点周辺での横断歩道設置につきましては、歩行者の待避場所がないことから、すぐには設置が困難と考えておりますが、交差点周辺だけでも歩行スペースや待避スペースの確保ができないか、今後も検討をしてみたいと考えております。

現在の安全対策としては、カーブミラーを設置して、見通しの改善を図っております。また、本年度中に農道悠里線の舗装打替え工事も現在行って、今年度中に完成予定でございますが、消えかけている停止線や路面表示の引直しをして、交差点を通行する方々に注意喚起を図ってまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） 実情は承知いたしました。

あの道路は、沿線沿いの方々と、あと神宮寺とちょうど国道6号線と交差するくらいの方たちの本当に通学路、通勤路で、歩行者自転車で歩いている方が大変多いと。役場北側の交通事故が増えているように見られるように、交通量がいっぱい増えて渡れないというような状況も増えてるんですよ。

そこで、横断歩道が欲しいというふうな住民の声があります。

ただ、今お話しあったとおり、待避所が少ないというふうなことから横断歩道が難しいというふうなお話も分かりますが、そのためまちづくり協議会のほうで、黄色い足のステップのやつがつけられてると。今、片方工事して取れていますけれども。

だから、そういったものでもいいから、どこを歩いているか分からないんですよ。そして、停止線の前を歩くような形になりますし、そこに三方から車が来て、もう動けなくなってしまうというふうなことになるかと。そういったことを解消できないかというような地域の方たちの声なんですけれども、だからその待避所がなければ横断歩道ってできないものなんですか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） その件に関しましては、都市建設課長のほうよりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美課長） 横断歩道の設置の判断につきましては、警察とか公安委員会になるわけなんですけど、やはり人が立ち止まって、歩行者が車をやり過ごす、そ

ういうスペースがないと、車道の路側に人がたまって待っているようでは逆に危険だということで、そちらのほうは待避所というか、人だまりの確保は義務づけられているようです。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） それで、鹿島保育所がありまして、そこに親御さん方が子供を歩いて来たり、自動車で来たりして連れて帰るための人がいる。そして、右側にお店屋さんがある、そしてそこに何て言うかな、米つき場があるんですね。

そして、結構あそこ人が出入りしてて、そして、右を見るときになかなか視界が不良で、前まで出て来ないと視角が確保できないというふうな状況もあります。

やはり転ばぬ先の杖と申しますので、ぜひですね、表示盤についても消えかかっていた表示盤を明確に、非常に目立つようなもので注意喚起を行っていただきたい。交通安全に資するように対応をお願い申し上げまして、私の一般質問を終了いたします。

以上でございます。

議長（佐藤 實議長） これをもって佐藤邦彦議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は10時55分とします。休憩。

午前10時46分 休憩

午前10時55分 再開

議長（佐藤 實議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、木村 満議員、登壇。

[10番 木村 満 議員 登壇]

10番（木村 満議員） 10番、木村 満でございます。おはようございます。一般質問させていただきます。

通告に従いまして1点させていただきますが、本件につきましては、総務常任委員会並びに全員協議会にて、多々質問、説明いただきました上に、こちらのほうからも質問させていただいている内容ではありますが、一般質問の通告時期がそれよりも先だったことから、同じような内容の質問をさせていただく場面も出てきますけれども、その辺ご了承いただきながらご回答いただければと思っております。

す。

ではまず初めに、1番目ですね。令和3年3月議会において、条件付一般競争入札における総合評価方式の導入並びに亘理町の守り手である地域建設業の受注機会の確保に関する陳情において、総務常任委員会の意見は早期に導入すべきものであり、議会もそれに同意したものでありました。その件につきまして、入札制度について5点質問させていただきます。

まず初めに、総合評価制度の導入についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 総合評価制度の導入でございますが、本町におきましては、平成21年度から総合評価方式による入札を試行として実施しておりましたが、東日本大震災の発生によりまして、復興事業を最優先で行ってきたため、当該制度を休止をさせていただいておりました。

総合評価方式による入札につきましては、価格だけではなく、品質確保の観点から、新しい技術やノウハウ、企業に関する評価、地域貢献、社会貢献などの要素を含めて、総合的に評価して落札者を決定する方法になります。

このたび、亘理町震災復興計画の復興期間も完了したことから、令和4年度より総合評価方式による入札の再開を実施をしてみたいと考えているところでございます。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） 総合評価制度の実施を再開ということですので、私もぜひご期待申し上げているところでございますが、陳情で出された案ですね、評価案と、このたび当局のほうから出てきた案が、大分ちょっと中身が変わっているように思うんですけれども、その辺の議論というのはどのようになされてこの結果になったのか、お伺いします。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） ただいまの質問に関しましては、財政課長よりお答えをさせていただきますと思います。

議長（佐藤 實議長） 財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） 評価項目関係のご質問かと思いますが、総合評価における価格以外の評価項目につきましては、もちろん要望いただきました評価項目についても

確認はさせていただいております。

過去に本町で実施した総合評価制度に基づきまして、そのほかに国や県からの助言、または近隣市町村の実施状況等を踏まえた上で、案を作成しまして、その案を基に関係する事業課と複数回にわたり打合せを行った上で、品質確保の観点から企業評価、地域貢献、または社会貢献などを念頭に、落札決定基準を作成したところでございます。

以上になります。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） では、ちょっと細目に入り、各論に入りながらちょっと質問させていただきます。まず、表彰実績のほうなんですけれども、こちら県または宮城県の表彰を受けてる会社というのは、町内業者の中でどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） 優良工事関係になりますけれども、品質確保における企業の評価項目として、今、議員おっしゃいますとおり、国または県による優良工事の表彰の項目を取り入れております。

国、県の表彰につきましては、それぞれホームページのほうで確認できますので、町内業者についても、過去10年間で延べ4業者が延べ11回、優良工事として表彰を受けていることは確認しております。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） 総合評価制度っていうのは、品質確保それから地域担い手の育成ということで、地域担い手育成の部分は、地域貢献のほうで入っておりますので、この企業評価のほうにつきましては、その表彰をということで評価されるのは当然だなというふうに思うんですけれども、やはり町内業者これだけ建設業いる中でも4者しか取られていないというところを見ると、この辺もう少し町内の業者の方または有識者の方々と協議の上、次回変更するときに、また違う文言かまたこのままいくのか、検討していただければと思っております。

この点につきましては、終わらせていただきます。

次に、この支店と営業所があった場合に、配点1点とあるんですけれども、この支店と営業所の定義というのはどのように考えられていますか。

議長（佐藤 實議長） 財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） 支店と営業所の定義ということでのご質問ですけれども、この総合評価方式の加点の対象となる支店と営業所につきましては、基本的に建設業の許可、これを受けていることを要件として考えております。例えば町内にありますような単なる現場事務所、または資材置場等につきましては、対象外と考えているところでございます。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） 建設業の要件となる営業所といっても、最低2人いると許可取れます。経営管理者と専任技術者ですね、2人いれば取れるということになっています。

本町においては、SDGsを掲げているわけですが、その中の12番の7番の目標の中に、持続可能な公共調達というものが目標の中に入ってきているわけなんです。そういったことを考えますと、公共工事を発注した地域内の資金循環というのも考えていかないといけないと思うんですけれども、町内業者に本社がある場合と、支店がある場合では、法人住民税の案分割が変わってくるわけなんです。

そういうふう考えたときに、本店に10人、20人いますと、営業所には許可を取るのに2人いますっていう会社では、全然地域的な貢献度というのは変わってくるはずなんですけれども、この点というのはどのようにお考えですか。

議長（佐藤 實議長） 財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） 先ほど説明しましたとおり、建設業法において支店と営業所、こちらにつきましては、今、議員もおっしゃるとおり、管理責任者または専任技術者の人員配置、または町内に支店、営業所の建物、こういったものを設置することもありまして、決して低くない要件のもとに建設業としても許可されていると認識しております。

現在、今のところは支店への加点につきましては、今お話ししましたように、建設業の許可に基づく支店、営業所の有無を基準に考えているところです。

ただ議員おっしゃるとおり、町内に所在する支店、営業所、こちらに配属されるの人数または年数によっても、地域におけるやっぱり貢献というものが影響することが考えられますので、それらの要素につきましては今後運用していく中で、ちょっと検討していきたいなというふう考えております。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） ぜひ最低常駐人数みたいなのを決めて、定義づけしていただいたらいいのかなというふうに思っております。

次に、こちら同種工事の施工実績が2件ということで、同種工事という言葉が結構出てくるんですけども、建設業法でいくと29業種ほどあるんですね。許可上は大体。

ところが、本町において大体出てくる内容としては、土木一式か建築一式または上水水道という話になるんですけども、その同種工事の考え方についてどのように捉えられているのかお伺いします。

議長（佐藤 實議長） 財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） 同種工事の考え方につきましては、今、議員おっしゃいますとおり、土木工事については土木工事、建築について建築と、そういう考え方でのご扱いと、今のところ考えております。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） そうすると、建設業法における29業種ということではなくて、主たるものでの一式工事の部分で上で見ているということによろしいですか。

議長（佐藤 實議長） 財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） 今のところ、そのように考えております。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） それともう1つなんですが、こちら私も1年前か2年前ぐらいに質問しているんですが、除雪をしている会社さんへの点数の配分をもう少し上げたらいいんじゃないかなと思っております。

理由としては、除雪でかなりもう、もはやボランティアに近くて、利益が取れるようなものではないんですけども、しかし除雪をしなければ、道路が使えないということで、夜まで待機しているわけですよ。夜中も待機して、出るかどうか分からないまま待機されてるっていうところもあってですね、そういったところを考えると、この除雪に貢献してる会社さんへの配点というのも、もう一度再考するところあるのかなと思うんですがいかがですか。

議長（佐藤 實議長） 財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） 除雪に関しましては、地域貢献の中の1項目としてこの評価項

目に取り入れております。

点数的には2点という点数をつけているんですけども、除雪に関しましては、県内の市町村においては、除雪の実績を評価項目としていないところも結構ございます。そういうような中で、本町におきましては、ほかの評価項目とのバランスを見ながら、地域貢献に関する評価として、今お話ししましたように、各項目最低点2点なんですけれども、最高点数であります2点を配点しまして、高く配点しているとは、今のところ考えております。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） その辺もやりながら、1年後、2年後に見直しする際に、また検討していただければなと思っております。

次に、この1番目で最後になるんですけども、最後と言っても何回か質問しますけれども、聞きたいこととしては最後なんですけれども、実際この総合評価制度が活用される案件っていうのは、どの程度見込んでいるんですか。

議長（佐藤 實議長） 財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） この適用金額につきましては、現在5,000万円以上の工事ということで考えてございますので、現在ですと年間五、六件ぐらいになるのではないかというふうには見込んでございます。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） こちらももう来年の4月から施行ということなので、変更はできないかと思うんですけども、実際この総合評価制度の目的としては、品質確保、それから担い手の育成というところに入ってきてますので、その目的達成のために果たして5件でいいのかなっていうふうに思うところもありますので、もう少しその件数が確保できるようっていうふうに考えているところがあるんですけど、いかがですか。

議長（佐藤 實議長） 財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） その適用金額の考え方になりますけれども、総合評価制度を実施している県内の市町村、または一般競争入札に比べまして2倍近い40日前後の日数を要することなどもありますので、1,000万円までにつきましては指名競争、5,000万円までが一般競争、それを超えるものについては総務評価でというふうには考えたところではございますけれども、適用金額については今後の実施状況をや

っぱり踏まえた上で、全体の入札件数、または全体の金額の割合、そういったものを見ながら運用の中でちょっと検討していきたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） ぜひ品確法並びに担い手の育成に資するような件数になるように、検討していただければと思っております。

それでは、2番目に入らせていただきます。

法定福利費の確保について、どのような確認を行っているのかお伺いします。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 法定福利費は、社会保険、労働保険といった労働者が安心して働くために欠かせない健全な労働環境を保つための必要な費用であると認識をしているところでございます。

法定福利費の確認につきましては、元請業者が工事の一部を一次下請する際に、発注者である町へ一部下請承認書を提出して、その承認書に添付する見積り内訳書の中に、適正な法定福利費が明示されているか、さらには、社会保険加入状況等についても確認を行っており、適正な労働環境の確保に努めているところでございます。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） ただいま見積書の中に入っているかどうか確認されているということだったんですが、本町の入札の実施仕様書の中のこの入札の本件工事内訳書、この中に法定福利費というのが入っているかどうかをお伺いいたします。鑑定科目として。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） こちらの件は、都市建設課長よりお答えをさせていただきたいと思っております。

議長（佐藤 實議長） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美課長） 法定福利費の関係は、諸経費の中に一般管理費というのがございます、その中に率計算でされておまして、科目として新たにそこだけを抜き出した明示はされておられません。これは都市建設課に限らず、工事発注している課は、同様に扱いとなっております。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） こちらですね、令和3年12月1日に各都道府県担当局の市町村課とか財政課に行ってる総務省並びに国土交通省から出ている文書なんですけれども、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」という中で、公平で厳正な競争環境を構築する観点から、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要であるということで、法定福利費に相当する額が適切に計上されていることを確認するようということで案内が出てるわけなんです。ですので、この本件内訳書の中にも法定福利費っていうのが確実に入ってくるべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美課長） 確かに総務省や国土交通省のほうから通達は来てございますが、令和3年の12月に通達来たものでございまして、まだ時間もさほどたっていないこともありまして、宮城県を取組なども確認しながら、今後取り組んでまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） ぜひ法定福利費、明確に見えるようにしていただければなと思っております。

それから、私を取り扱っている仕事の中で最近多いのが、元請業者から下請業者の方が、社会保険の保険証の写しの提示を求められている現場が増えてきてるんですけども、本町においてはまだそこまで至っていないと思うんですが、本町の責務としてということではなくて、元請業者の責務として、下請業者の社会保険の確認を取るようにするべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美課長） 保険証の写しの確認につきましては、元請業者が下請けを使うときに、一部下請願の申請書を出すんですが、その添付資料としてこれは必要であると要綱で謳ってありますので、その都度町のほうでは確認してございます。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） 確認されているということであるんですけども、まだちょっと全てが確認できているところでもないのかなと思いますので、その辺徹底しながらやっていただければと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

低入価格調査制度を実施してはですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 低入札価格調査制度につきましては、総合評価方式による入札を採用するに当たり、最低制限価格制度の代わりに、低入札価格調査制度の導入が必須となります。

公共工事の入札におきましては、工事の品質確保と工事の担い手の中長期的な育成・確保を図るため、ダンピング防止が発注者の責務とされていることから、総合評価方式による入札と併せて新たに導入をさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） こちらも全員協議会並びに委員会で説明はいただいたんですけども、その中で追加でちょっと質問したいんですが、低入価格調査基準があつて、そこで失格ラインがあつて、その範囲内で低入価格に近い順から調査していくということだったんですけども、これは失格ラインのぎりぎりであっても調査対象者であるということよろしいのでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） こちらの件は、財政課長のほうからお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） どれだけぎりぎりでもという質問だと思うんですけども、低入札価格調査制度につきましては、まず、無効とならない、または失格とならない予定価格以下、あとは失格基準価格以上の入札を行ったものの中で、まず価格の評価で、あとは価格以外の評価点の合計の数値で、まずは順位づけを行います。

その順位づけを行った中で、最も高い評価となった業者が、この調査の基準となる低入札価格調査基準価格を下回った場合に実施することになりますので、低入札調査基準価格を下回った上での順位が1位であれば、その業者を対象に調査を実施するというごさいます。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） そうなった場合に、低入調査をする際に、その手持ち工事だとか資材とか、工事ができるかどうかきちんと確認するんですということ説明あったんですけども、実際それ確認する際に、何かしらの数値化して確認しないと、客観性がないものだと思うんですけども、いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實議長） 財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） まず、その低入札価格調査制度における調査につきましては、
入札価格の適正を判断するものになります。

具体的に言いますと、応札者から提出される積算内訳書、その根拠を求める調査
となりますので、低入札の理由、あとは工事の内訳書と仕様書の整合の確認、あと
は下請資機材等による見積書の確認等になります。

こういったことから、その調査内容につきましては、各調査項目において適否を
判断するという形になりますので、その点数化ということではなくて、あくまで適
否、それが問題ないかどうかという判断だけになりますので、今のところは数値
化によるということについては、検討はしていない状況です。

議 長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） 適正にその制度を運営をしていただければ問題ないと思うんです
けれども、懸念したところとしては、その調査する人が変わったときに結果が変わ
るようでは困るなと思ったので、数値化してはどうかというふうに提案したまでで
ございますので、その辺が適正になるのであれば問題ないのかなというふうには思
っております。

次の質問に入らせていただきます。

働き方改革に伴いまして、工事の工期についてどのように考えているのかお伺い
いたします。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 建設業界におけます働き方改革が求められた背景につきましては、
労働時間が長く、休日出勤が多いなど、他産業と比較しまして、職場における週休
2日の導入などが十分確保されず、建設業界における人手不足や技術者などの後継
者不足が問題となり、働き方改革が推進されているところであると認識をしていま
す。

本町におけます工期の設定につきましては、各工種における標準的な作業日数、
また、過去の工事实績や工事着手前の準備期間なども考慮しまして、適正な工期設
定に努めているところでございます。

また、学校教育施設などの建築修繕工事などにおきましては、夏休み中に限られ
た期間での施工などもあり、その工事規模や工事特性により、工期の設定を行って

いるところでございます。

また、債務負担の設定や工事条件等の変更による期間内で工事完了が困難な場合には、請負者と協議の上、工期を変更し繰越制度の活用なども適切に行っているところでございます。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） こちらも少し新しい資料になってしまうんですが、令和2年の3月の31日付で、「週休2日制の工事の概要」ということが地方整備局より輩出されております。

この中では3つ出ていますね。発注方式、受注者希望方式、交代制モデル方式っていうことで出ているんですが、この中でこの受注者方式を本町でも全面的には取り入れることは不可能だとは思うんですけども、受注者と協議した上で、工期の設定というのを行っていくっていうことも検討していくべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） ただいまの質問に関しましては、都市建設課長よりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美課長） 受注者と協議して工期を決めるということについてなんですが、入札参加者はあらかじめ町で決めている工期のほうを確認して、工期内で完成できると思ったときに、入札に参加しているものと考えております。それが一般的に工期内で終わればよろしいんですが、着手後に気象条件や工事現場の条件などで当初設定した工期内に終われない場合につきましては、受注者と協議して工期の変更は、過去にも行ってございます。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） そうしますと、受注者希望方式というよりは発注者指定方式のほうで指定していて、それに対してうちの会社ならできますからっていうことで応札しているっていうふうに捉えられてるんだと思うんですけども、そうしますと、発注者が週休2日に取り組むように工期を設定してくださいというふうに来ていますので、その辺も検討しながらぜひ工期の設定ですね、これからしていただきたいと思っております。

それから、これも国土交通省のほうから出ている資料で、「市町村など公共発注者に対する平準化等の取組を強化するための方策」っていう資料が出ております。

この中の一つの中に、債務負担行為の活用というのがありまして、債務負担行為を積極的に活用して工期を平準化して、要するに今のままだと単年度制だから、3月になかなか発注できなくて4月、5月がなくてというのがあるのと、あとは3月前に終わらないといけないので、どうしても土日出たりとか夜やったりっていうのが増えているっていうことなんですよ。そういうことではなくて、債務負担行為を積極的に活用することによって、工事の何ですか、やる量を平準化していきましょうという取組を、この国土交通省のほうから出ているんですけども、この取組についてはいかがでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美課長） 債務負担関係の工期の平準化につきましては、工事の施工時期が、年度末に集中するという事は確かにございまして、その平準化を図るのは品確法などでも強く推進されているところは存じております。

本町におきましては、過去には避難道路などの規模の大きな工事では、債務負担の制度は採用して工事を発注してございます。

今後も、年当初の閑散期と言われる4月から6月まで、そちらのほうも工期のほう平準化できるように、債務負担制度のほうは積極的に活用していきたいと考えてございます。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） ただいま積極的に活用していきたいということで答弁いただきましたので、ぜひ工期の平準化というのは担い手育成に強く貢献していくと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

最後の質問に入らせていただきます。

入札参加者に対し、適時労働条件審査を実施してはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 労働条件審査は、社会労働基準法などの労働社会保険諸法令に基づきます規定類、帳簿書類の整備状況を確認するとともに、その内容について、適切な労働条件が確保されているかなど、審査するものと認識をしております。

町の発注する工事につきましては、一般競争入札方式などを取り入れておりまして、入札参加者の参加資格要件については、過去の実績や社会保険の加入状況などの審査をしております。また、契約時には、建設業退職金共済制度等への加入確認などを行っており、労働基準法や労働安全衛生法等の法令を遵守した落札者と考えておりますので、今のところ適時労働条件審査を実施することについては考えていない状況でございます。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） 確かに入札の際に経審とか出しまして、その経審のときに社会保険入っているかどうかを確認しておりますので、一定の確認はできているんだと思うんですけども、経審のときに確認している社会保険に入っているかどうかというの、技術者が入っているかどうかを確認しているんであって、そこで入っている人全員が入っているかどうかというの、確認していないんですよ。

そういった意味からですね、もちろん労働条件というのはこの労働基準監督署が大きな責任を持っているものだと思いますけれども、本町としても落札者に対して、適時、毎回ではなくてもいいので、労働条件が適正だったかどうかという確認する機会を設けたほうがいいんじゃないかという提案なんですけれども、いかがですか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） こちらの件は、都市建設課長のほうよりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美課長） 入札参加者に対する労働条件の審査につきましては、まだ復旧が進んでいないこともございまして、宮城県や他の自治体の取組などを確認しながら、実施の必要性について検討していきたいと考えております。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） ちょっと視点変えます。

今は、入札のときによってことだったんですが、ちょっと負担が大きいなっていうような部分もあるのかと思うんですけども、先ほど低入札の調査ありましたね。実際社会保険労務士会のほうで、この労働条件審査をやったらどうですかというふうに提案してやっているんですね。実際に導入しているところもあるんです。幾つ

かあるんですが、実際導入しているところはこういったところで導入しているかっていうと、低入札調査が入りまして、その低入札調査が入った業者が落札した場合に、この落札した会社が完成した後に、本当に労働条件が適正化だったかどうかを確認しているっていうような形で、この労働条件審査を活用している自治体もあるんですね。こういった活用方法もあると思うんですけども、いかがですか。

議長（佐藤 實議長） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美課長） どのような工事について行っていったらいいか、ちょっと今後考えて検討したいと思います。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） ぜひ来年度からですか、始めるということですので、ここでもっとこうしたほうがいいんじゃないかとかっていうことではなくて、こういった懸念点もあるということで押さえていただきまして、次回改編するときに検討していただければなと思っております。

以上で、私の質問終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（佐藤 實議長） これをもって木村 満議員の質問を終結いたします。

次に、17番、鈴木邦昭議員、登壇。

〔17番 鈴木邦昭議員 登壇〕

17番（鈴木邦昭議員） 17番、鈴木邦昭でございます。

通告に従いまして、大綱2項目、質問させていただきます。

まず初めに、大綱1項目目、ハイリー・センシティブ・チャイルド、略語でHSCと呼ばれているようですが、この本町の児童生徒への理解と支援について、この点をまず、1項目目に質問させていただきます。

ハイリー・センシティブ・チャイルドと言われる本町の児童生徒への理解と支援について。

このハイリー・センシティブ・チャイルドというのは、音や光、臭いに敏感、気を使い過ぎて疲れやすいなど、人一倍繊細な特性を持つと。そして、とても敏感な子供と呼ばれているのがハイリー・センシティブ・チャイルド、このように呼ばれているようでございます。5人に1人はいると、こういうようなことを言われておりますけれども、この理解されず、不登校の原因にもなっている可能性もあると、

このようにも言われているようでございます。

この件に関して質問させていただきます。

まず1点目、ハイリー・センシティブ・チャイルド、これに該当すると思われる本町児童生徒の実態の把握など、現状について伺います。答弁をお願いします。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） こちらに関しましては、学校教育を所管しています教育長のほうより答弁をさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） 保護者からの情報や教職員の見取り、各種検査の結果等から、どの学校にもHSCに該当すると思われる児童生徒が在籍をしております。

音に敏感で、他人の大きな声が苦手で、教室になかなか入れない児童生徒、肌に衣服が接触することを嫌う生徒、集団に入ることが苦手で不登校傾向の児童など、その実態は様々で、周囲から理解されなかったり、本人が悩みを抱えやすくなったり等の現状があると捉えているところでございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 今、答弁いただきましたけれども、把握、要するに現状大体何名ぐらいいるかという、こういうことはちょっと難しいですか。答弁をお願いします。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） それは、具体的な児童生徒の数につきましては、教育総務課長のほうから答弁させていただきます。

議長（佐藤 實議長） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史課長） HSCに該当するというか、その可能性がある児童生徒につきましましては、現在27名であると捉えております。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） これは児童生徒と捉えてよろしいわけですね。はい、分かりました。

HSCは、病気や障害ではなく、この性格の一つであると、先ほど教育長も言っておりましたけれども、ささいなことでもとにかく傷つきやすいと。そしてまた、感性が豊かで、しかしこの気持ちがすごい優しい子だそうです。そういった中で、発達障害と今度混同されることがあるということも聞いております。

要するに集団になじみにくい点、特徴が共通していると、そういうことで混同されているのではないかと、このように思います。

このような児童生徒がいるということが指摘されておりますけれども、現状そのような児童生徒、学校に27名いるということでございましたが、これは以前から認識していたのかどうか、この件伺います。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） H S Cの概念自体が、それほどいわゆる古い概念ではありませんので、新しくアメリカのほうの心理学者が捉えたものでございますから、それが発達障害との区別についてはなかなかつきにくいというのは議員のおっしゃるとおりでございますけれども、この区別については、なかなか判断が難しいというところでございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） これは、本当に判断が難しいというのは、これは私も承知しております。

私も本を買って読んでみました。その本の中で、やはりその子供の保護者いわく、やっぱり学校になかなか適応できない理由が、この本を読んで分かったと、そういうことも紹介されておりました。

2点目に入ります。

このハイリー・センシティブ・チャイルド、要するにこれからH S Cと言わさせていただきます。長いものですから。

このH S Cに該当すると思われる児童生徒に対して、本町ではどのような支援をされてきたのか、その点を伺います。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） 具体的に申し上げます、音に敏感な児童生徒には、なるべく席を通路側にして声が集中しないようにしたり、我慢できないようなときには別室で学習させたり、放課後等児童生徒がいないときの登校等を促したりしております。

また、こうした児童生徒に対する学習保障のために、タブレットを使ったりリモート学習を行ったり、別室や心のケアハウスで個別学習を行ったりしております。

日頃から、当該児童生徒の実態や要望の把握に努め、保護者からの同意、学級の児童生徒の協力を得ながら、全職員で対応をしているところであります。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 今、お話し聞きますと、やはり学校もいろいろ考えていると、こういうように受け取ったわけでございますけれども、タブレットを使ったりとかいろいろやられてると、そういう答弁でありました。

全国からHSCについての相談を受けているNPO法人があるんだそうです。たくさんあると思うんですが、私が見たので千葉こども家庭センターというのがありまして、この調査で要するに先ほどの教育長が言っておりました、大きな声がやはりその子供には敏感だということで、要するに学校の先生がどなるのが怖いと。今はどのぐらいどなってるのか、今も大変どなることもできない状況かなと、こう思っているわけですが、どなりなりますと、今度は今、俗に言うモンスター・ペアレントですか。こういう形で、今度逆に先生がやられるということで、先生方も本当に今、気を遣いながら勉強を教えているんじゃないかと思えますけれども。今言ったように、学校の先生のどなるのが怖い、こういう相談が多かったということです。1番多かったのが。

次が、自分が怒られなくても、要するにぴりぴりした教室の雰囲気、先ほど教育長言っていましたけれども、この大きな負担を感じてしまうと、こういうこともありました。

要するに、思慮深さゆえにですね、授業で手を挙げられずに、先生から積極性が足りない、心配されることもあるんだと。そして、本人はやはり頭をですね、フル回転させて、授業に参加していても、結局は表面的に活発な、本当に活発な子が評価されて、今度は自分は自信を失ってしまう。そういった中で、自信を失ったのがどんどんどんどん蓄積されていきますと、今度は学校に行く気力がなくなると。

ここから行き詰まって、不登校につながるというような話もありました。

本町のこの不登校の児童生徒の中に、このような報告っていうのはあるのかどうか、その点伺います。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） 確かに不登校児童生徒、原因が分からない不登校児童生徒のうち、本の方、訳した方でしょうかね、8割9割はこのHSCではないかと言われていたということは聞いておりますけれども、不登校の子供たちの中で、HSCに当たる子供がどれくらいいるかということについては、きちんと把握はしております。

ん。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） これも確かに把握というのは大変難しいかもしれません。このHSCの子供は、やはり敏感だから必ず不登校になるということを、これは強調して
るわけではございませんので。

しかし、やはりストレスやこの不安、疲労を感じやすい分、このHSCの子供たちにとっては、登校すること自体、労力が非常に大きいんだそうです。

そういうことで、HSCへの関わり方について、そのような子供がいた場合は、まずどうしたらいいかということで、一番いいのがマイペースを尊重してあげることだそうす。このようにありました。ぜひ、そこのところをマイペース、やはりあまり厳しくこうしろああしろじゃなく、マイペースを尊重していただきたいと、このように思います。

先ほども言いましたけれども、HSCは、病気や障害ではないと。生まれ持った子供の個性であると。ほかの人よりも物事を深く考えられることや、細かなことに気づけると。この細かなことに気づけるとい、これが長所にもなるということを書いておりました。どんな特性を持っていようとも、子供の個性を認めること、その個性に合わせて接してあげるといのも、これも必要なことではないかと、このように思います。

そうすることで、不登校になっている児童生徒に対して、先生方もやはり分かってあげること、元気に学校に来るのではないかと、このように思いますけれども、本町教育委員会でもやっぱりしっかりと認識を高めていただきたいと、このように思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） 亘理中学校と逢隈中学校に、学び支援室という教室がありますけれども、そこを担当している教員の研修会で、実はこのHSCについて話題が出たり、その研修会の資料をいただいたりしております。その資料を各学校に配付して、また校長会等でも話題にしたりして、教職員のHSCに対する認識、意識を高めることができるように今、取り組んでいるところでございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） あとはスクールカウンセラーとか、それからスクールソーシャル

ワーカー、こういった方、委託してますよね。こういった方々を、あと児童生徒、こういう方々の件で、児童生徒のことについて、やはり協力して問題を少しでも解決していければいいなど、こう思うわけでございます。

3点目に入ります。

学校ではH S Cは周囲から理解されず、本人が悩みを抱えやすくなるのが現状ということであります。

この件に関し、教職員対象にH S Cについての研修会など開催されているのかどうか、この件について伺います。

議 長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） 本年度6月の町の校長会議の場で、H S Cに係る情報交換を行いました。そして、H S Cの児童生徒の個性が理解されず、臆病な子、わがままな子、我慢できない子などとレッテルを張られて苦しんでいるケースが少なくないことの共通理解を図っております。

また、宮城県主催の学び支援室充実事業において、H S Cに係るチェックリストの紹介があり、各校へ配布しております。これは先ほど述べたとおりでございます。

こうした資料の活用を図りながら、各校においては、職員会議や生徒指導の会議等で情報交換を行い、H S Cの児童生徒の個性を肯定的に理解し、適切な指導が行われるように努めているところでございます。教職員がH S Cについて正しく理解することは、非常に大切なことと思っておりますので、今後の研修会等については考えていきたいと思っております。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 今、チェックリストの件、お聞きしましたけれども、たしかチェック29項目ぐらいあるんだそうですね。約30項目ぐらいですか。

しかし私思うには、やはりチェックリストも大事ですけども、一番児童生徒との付き合いの長いのはやはり先生方だと思うんですね。ですから、やはりチェックリストよりも、先生方のほうが一番知っていると、このように私は考えるわけでございます。

N P O法人、先ほど言いました千葉こども家庭センターの理事長という方が、教員対象にH S Cの講演を行っているということでもございました。今、答弁でもそれぞれ情報交換とか、宮城のほうといろいろそれぞれ、連絡を取り合いながらいろい

ろやっていると、こういうことでございますけれども、H S Cについての校内研修など通じて、やはり理解を深めるということは、非常にこれは私は大事だと思っています。先ほどの答弁であったようにですね。

やはり先生方もやはり何かにと忙しいと思います。本当に今、先生の成り手も不足というような話も聞いております。あれもしなきゃいけない、これもしなきゃいけない、夜遅くまでしなきゃいけない。そういった中で本当に大変だと思いますけれども、この学校現場のH S Cに関する情報の周知、それから教育環境の改善、こういったものを重要ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） 実は、最も大切なのは教職員の感性です。

発達障害を疑われる子供たちをどうやって先生方は、この子はちょっとだっているのを見つけていくかというのは、先生方の実は感性なんですね。

その感性に基づいてあれっと思ったら、実はそこからチェックリストで入ってきます。そして、チェックリストの結果、この子は発達障害ちょっと疑われるなっているときに、初めて保護者と話をしていくわけです。

同じようにこのH S Cに対しても、やはり一番大切なのは、教職員の感性なんですね。あれちょっとこの子はこういうところを持ってるから、そこで初めてチェックリストが行われて、そして、間違いなくそういう傾向があるなというときに、保護者が分からなければ、保護者と一緒に、ではこれからどうやって進めていきたいと思いますかというような感覚になると思いますので、やはり先生方の、教職員の感性を高めるためにも、知的な理解というのは必要ですので、今後もその部分については力を入れていきたいと思っておりますし、なおかつ環境整備が必要であれば、その環境整備についても努めていきたいと考えております。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） ぜひ先生方、あと家族、保護者と、またいろいろ相談しながらやっていただきたいと、しっかりと取り組んでいただきたいなど、このように思います。

2項目目に入ります。

新生児への聴覚検査体制、支援の整備について伺います。

昨年12月、厚労省は難聴児の早期発見、早期療育を総合的に推進するための計画

作成の指針となる基本方針を取りまとめました。

全新生児が聴覚検査を受検できるよう、検査費用の公費負担を進めることや、切れ目のない支援に向けた療育などの体制の整備をされたわけであります。

本町でも新たに新生児聴覚検査に対する助成を行うと、そして早期発見、早期治療、早期療育につなげ、関係機関と連携を取りながら実施すると、先日、町長の施政方針にありました。

本町では、4月からというふう聞いておりますけれども、4月から施行すると。実施に向け、より細やかな支援が私は可能になる体制づくりを、現在つくっているのではないかと、このように思いますけれども、そこで1点目に入ります。

本町の新生児聴覚検査受検の有無や検査結果の状況を把握しているのかどうか、まずそこから伺います。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 本町の新生児のほとんどが、産科医療機関におきまして、新生児聴覚検査を受検しております。

検査結果につきましては、新生児訪問指導の際に把握をさせていただいております。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） ほとんどがと言いましたけれども、100%と取ってよろしいんでしょうか。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） そちらのほうは、健康推進課長よりお答えをさせていただきます。

議 長（佐藤 實議長） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） 検査の受検につきましては、ほとんど100%なのですが、3年前に、1人受検をされなかった方がいるというような状況でございました。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） この聴覚検査で、何名か何て言うんでしょう、引っかけたというとは何ですが、この聴覚検査、この方ちょっと耳が遠くなっているかもしれない、そういった医者の方から言われたというような、何年かでよろしいです。何名かいたのかどうか、その件伺います。

議 長（佐藤 實議長） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） 聴覚に障害があるのではないかというような判定されるお子様につきましては、うちの町ですと、1,000人に1人、四、五年に1人なんです。令和2年度に1人、そういった可能性は十分あるというような判定は受けております。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 令和2年度に1人ということですね、やはり何年かに1人はいろのかなと、こう思っておりました。

そこで、2点目に入りますけれども、この支援が必要と判断された難聴児に対する療育、それからリハビリに対して本町の支援体制について、先日の施政方針では、関係機関と連携を取りながら実施するということですが、再度、どう考えるのか支援体制について伺います。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 難聴のお子さんやその保護者に対しましては、新生児訪問指導事業や、乳幼児健診、健康診査、相談事業のほか電話相談や面接相談、家庭訪問指導等におきまして、体や心の発達の確認を行うとともに、保護者の方の相談に継続的に応じております。

また、本町としましては、身体障害者手帳取得などの福祉サービスの紹介などは無論でございますが、保育所、幼稚園への入所、入園や就学に際しましては、保護者の方の現状やご要望を確認をしながら、医療機関をはじめとして関係機関との調整等も実施しております。

また、宮城県立聴覚支援学校が主体とはなりますが、医療、福祉、市町村等と連携を図りながら実施している早期教育相談への参加も積極的に進めている状況でございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） ちょっと1点お聞きします。先ほどの答弁で、令和2年度に1人いるということでしたけれども、難聴児に対して、難聴児というのかどうかですね、その方に対してのこの支援体制についてですね。本町独自の支援というのはあったのでしょうか。その点伺います。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） そちらに関しましては、健康推進課長よりお答えをさせていただきます。

議 長（佐藤 實議長） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） 今現在、継続的に、積極的な関わりを持って、その親御さんも含めてですね、精神的な緩和だったり、育児の負担の軽減に努めて、関係機関と連携をして、そういった負担軽減につなげているところでございます。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 要するに、ですから、令和2年の1名というその方に対して、独自の支援はしたのかということなんですけれども、どうでしょうか。本町独自で。

議 長（佐藤 實議長） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） 独自ということになりますと、やはり保健所を中心としまして、我々としては、継続的な関わりを持ってですね、そういった相談の体制だったりを整えているというようなことになります。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 早期に難聴児に対して、やっぱりそれなりの療育を施すことで、普通の子供たちとやっぱり同じようなレベルまで持っていくことができるんだそうですね。

ですから、この療育についてはやはり、難聴者とされた場合には専門の医療機関につなげる体制の整備、これはもうされてるということで思っておりますけれども、この新生児の難聴児に対する取組をやはり適切に行われるためのですね、担当職員への研修もやはり必要ではないかと、こう思いますけれども、現在どのようになっているのか、その点伺います。

議 長（佐藤 實議長） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） 難聴児への対応への研修についてですけれども、各その専門職につきましては、情報共有を事前に図りまして、関係各所で実施している療育の内容等を把握をしながら、その親御さんも含め、そういったことの情報提供は、今現在しているところでございます。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） たしか健康推進課にも1人ですか、いらっしゃると私は、福祉士じゃない、何かそういった方いるんじゃないかなと思いますけれども、そういっ

た方いらっしゃらないですか。

議長（佐藤 實議長） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） 専門職が（「専門職ですね」の声あり）1人ではございません。保健師全員がそういった対応に当たってるというようなことです。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 全員ということですね。分かりました。

新生児聴覚検査が導入されて、生後1か月までに新生児聴覚スクリーニング検査と、こういうのがあるわけですけれども、これを受けて、それから3か月、3か月までに今度は精密検査を実施すると。そして、6か月、6か月までに補聴器装用等の早期療育開始と、こういう何か「1-3-6ルール」というのがあるんだそうですけれども、これは1990年代欧米諸国が当初中心に導入されたということでありまして、この「1-3-6ルール」で新生児聴覚検査を行うことで、この難聴児の早期療育への確率は何と20倍以上になったと。そしてまた、早期療育開始を行った場合、聴覚を活用してのコミュニケーションの可能確率というのが、3倍以上上昇すると、このように報告されたということを聞いております。

そのために、生まれたばかりの新生児の耳の聞こえをですね、自動的に判定する、やはり今言いました新生児聴覚スクリーニング検査装置が開発されて、そしてもし聴覚に何らかの異常があった場合、できるだけ早く発見し、そして適切な対処につなげるために行われる検査であるわけですけれども、ちょっと長々となりましたけれども、本町でもこのスクリーニング検査について、どのような体制を取っているのか、この辺について伺います。

議長（佐藤 實議長） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） 議員のおっしゃられます、スクリーニング検査につきましては、基本的に産科の医療機関で実施をしておりますので、そういった生まれてすぐですね、その検査を受けていただくようこちらのほうではお勧めしている状況でございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） そのとおりで進めていただきたい、このように思います。

これをいってないと、お父さんお母さんがやっぱり分からない方がいる、それからお金があまりにもかかり過ぎるんじゃないかと、そういうふうにいる方も

いるそうですけれども、そういうことでぜひ、そののところを進めていただきたいと。

この検査っていうのは、先ほども100%いったのかとは聞きましたけれども、100%まだ至っていないのが、やはり現状ということ聞いております。

生まれたときに聞こえが異常がないかどうか、やはり確認する意味でもこの検査は必ず受診するように、先ほども言いましたけれども、ぜひ担当課で進めていただきたいなど、このように思います。

3点目に入ります。

新生児の難聴児に対し、早期発見、早期療育への促進が重要と私は考えます。

新生児聴覚検査を全員受検できる体制への整備と、保護者に対する経済的負担の軽減を積極的に図るため、検査費用を助成することに対して、本町の考えを伺います。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 以前は、聴覚検査を実施していない産科医療機関もございましたが、現在は、県内におきましては、全産科医療機関で聴覚検査を実施していること、また、令和4年度に向け、宮城県が宮城県医師会との委託契約の取りまとめを行うなど、導入しやすい環境が整いましたので、本町におきましても、令和4年度より全ての新生児を対象としまして、聴覚検査を実施し、初回検査費用としまして上限5,000円を助成する予定でございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） この件については、国でも支援すると、こうなったわけで、それに沿って本町でも支援すると、こういうことになったのかなと、私はこう思いますけれども。

この難聴ということについては、やはり適切に対応しないと、言葉の発達だけではなく、要するに情緒的、心理的発達にも影響が及ぶと、このようにも言われております。

難聴児を早期発見することで2次的な影響を最小限にできる。そして、今まで自己負担で実施されていたと思いますね、たしか。今までは。

これからは、親の負担は軽くなると、私はこう思いますけれども、検査を受けやすくなる。確かに検査を受けやすくなる、お金、こちらの上限5,000円ということ

ですけれども。

ただ、この上限5,000円ということですのでけれども、これはあくまでも国から助成されるので、うちらも5,000円で助成しましょうと、こういうことになるのかなと思いますけれども、例えばですね、8,000円、その検査がもし8,000円というふうな形になった場合、上限5,000円ですから5,000円は町で助成します。3,000円は自己負担となると思いますけれども、この3,000円、本町で独自に支援するという考えはないでしょうか。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） そちらに関しましては、今からこの制度が始まっていくわけですので、その状況等を見まして、今後、検討してまいりたいと思います。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 町長は、子育て支援ということをさんざん言っておりますね。子育て支援に対して。今、8,000円と言いましたけれども、その病院によって違うそうです。5,000円のところもあれば、6,000円のところもあるし、1万円のところもあるそうです。

そういった中でやはり、例えば1万円の場合は5,000円、亘理町で例えば200人の赤ちゃんが生まれたとします。そうすれば、5,000円助成するとなれば、100万円です。

こういう形で、支援していけばいいわけであって、私はそんな難しく考えることではないのかなと。要するに、町長の子育て支援ということに鑑みて、これは町でも支援しましょうと、独自に、超えたものに対して。そういった形で独自で支援しましょうと、こういう形で考えていただければいいなと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 難聴児のですね、先ほどうちの健康推進課長が答弁しましたように、1,000人に1人ぐらい難聴児が出るという、そのぐらいが出現率だということをお話をさせていただきましたけれども、その辺も含めまして、そちらに対する対応とか、子育てのためにはそちらのほうがいいのかとかですね、そちらの医療費のほうがいいのか、それとも、全員フラットに5,000円以上かかった分を出すのか、その辺も含めまして今後の状況を精査をしながら、そしていろいろな件を勘案しな

がら考えていきたいと思います。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 最後に、新生児聴覚検査マニュアルというのは、本町では作成されているでしょうか。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） そちらに関しましては、健康推進課長よりお答えをさせていただきます。

議 長（佐藤 實議長） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） 実際に新生児の聴覚検査を行うところは、産科の医療機関になります。そういった機器がありますので、産科の医療機関で、生後3日までに行うというのが1回目の検査をというのが前提となっておりますので、町で独自で聴覚検査のマニュアルをつくるということは、今のところ考えておりません。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 前回ですね、役場のほう、担当課のほうに行きましたら、平成27年度だったかな、できていましたね。

何かそれで、もう古いんじゃないかと私は言ったんですよ。

ですから今度は、厚労省が難聴児の早期発見、早期療育を総合的に推進するための、この計画作成の推進の基本方針を取りまとめたというわけですから、やはり本町でも再度、やはりその古いのはもう終わりで、また新しく新生児聴覚検査マニュアル、新しく策定したらどうかと、私はこう思うわけです。

よそのほうではつくっているところもあります。いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實議長） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） 今現在あるマニュアルについては、一般の乳幼児健康診査に係るものでございまして、新生児に係る聴覚検査に関しましては、あくまでも実施するところは、こちらとしては委託をするという形になりますけれども、実施するところは医療機関になります。

ですので、今、実施している聴覚に関する検査だったり相談だったり、そういったところのマニュアルについては、今、乳幼児相談とか、乳幼児の健診とか、そういったところでやっている部分については、今後、古い部分を改めたりと、そういったことはさせていただきたいと考えております。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） ぜひですね、そのところを作成されたほうが私はよかろうと、このように思います。

以上で質問を終わります。

議長（佐藤 實議長） これをもって鈴木邦昭議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、午後1時5分といたします。休憩。

午後0時03分 休憩

午後1時05分 再開

議長（佐藤 實議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、高野 進議員、登壇。

〔3番 高野 進 議員 登壇〕

3番（高野 進議員） 3番、高野 進です。マスクをちょっと外します。

前の議員と同じようにタイトルは片仮名になります。

質問事項は、「WATARI TRIPLE [C] PROJECT」についてであります。

昨年から、4月からですが、民間提案制度の公民連携事業としてワンテーブル株式会社のプロジェクト案を採用、鳥の海エリアで15の事業を開始しました。

事業名は「WATARI TRIPLE [C] PROJECT」で、期間は令和3年度から10年間であります。

目的は、町の交流人口の拡大による地域経済の活性化であり、目標は、1）20万人の集客（年間）、2）2億円の経済波及効果、3）50人以上の雇用創出、定住促進、4）亘理ブランドの認知度向上で、想定事業費は40億9,420万円であります。

なお、町に新たな財政負担を生じないことが提案条件であります。

以下、次の点を質問いたしますが、質問に入る前に、若干説明をいたします。

想定事業費は、先ほどの話したとおり、10年間で40億9,420万円で、財源なんです。町の既存財源2億8,000万円、特別交付税14億3,700万円、差額の23億7,720万円、約24億円ですが、これは株式会社ワンテーブルの連携企業からの寄附及び自己資金となっております。

当町は、かつて亘理中央地区工業団地への進出が中止、断念された経緯がありま

す。その轍を踏まないようにとの観点からの質問でもあります。

質問ですが、（１）確実に事業を進めていくため、事業の中心となる株式会社ワンテーブルの財務内容等の詳細な調査が必要であると考えます。そこで、調査の有無と調査内容をお伺いいたします。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 今回のこのTRIPLE [C] PROJECTを進める上で、本町の入札参加資格者登録が必要でございまして、申請の際に所定の書類を提出いただいておりますので、会社概要や財務状況等につきましては、確認をさせていただいているところでございます。

議長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3 番（高野 進議員） 調査内容の具体的な内容は、ご説明願えますか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） そちらのほうは、担当しております企画課長よりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） 入札参加資格の際に提出していただいている書類による審査ということでございますので、決算書類等ですね、決算報告書等、まず貸借対照表とかあと損益計算書、販売費及び一般管理費の計算内訳、棚卸資産の計算内訳、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、それからですね、納税証明書、あと履歴全事項全部証明書等提出していただいて、これによって確認させていただいております。

議長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3 番（高野 進議員） 内容を伺いましたけれども、私から質問していきます。答弁に基づいていきます。

私の調べでは、まずこの企業概要ですが、資本金1,475万円であります。従業員は32名、創業は2016年11月でございます。違ったらご指摘を願います。

そこで、想定事業費約41億円ですが、そのうちの24億円、これは先ほど申し述べたとおり、ワンテーブルの連携企業からの寄附金及び自己資金となっておりますが、寄附金は不安定、不確定であります。

したがって、問題は自己資金であります。

これから述べる項目、僅かですが、6項目について、調査したのかどうかを伺い

ます。

先ほど担当課長から貸借対照表、損益計算書等、入手しているやに伺っておりますので、調査していると思いますが、6つほど項目述べます。

企業規模の成長力を示す総資産の金額の推移、次に健全性・安全性を見る総資本自己資本比率、支払い能力を見る流動比率、収益性を示す経営資本営業利益率、損益分岐点売上高及び安全余裕率、これらを調査しているのかどうか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） 先ほど申しましたように、入札参加資格のときの書類で確認ということですので、その細かい部分についての確認については、私のほうではしておりません。

議長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3 番（高野 進議員） しておりません、してます、ちょっと最後聞こえないんですが。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） しておりません。

議長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3 番（高野 進議員） 調査をした結果ですね、当局で調査した結果、人間でいえば健康診断、私から言えばなんです、企業では財務分析等を含む、要するに企業診断になります。これらをしてないということで、非常に疑問点がありますが、言いたいことは、数値で言えないでしょうから、健康調査で言えば、すこぶる健康、やや健康、普通、どの範疇に入りますか。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） 先ほどですね、入札参加資格の際の書類での調査と申しましたけれども、実際のところ、これはちょっと言わないほうがいいのかと思ってあえて言わなかったんですが、会社の調査会社のほうに委託してですね、企業のほうの状況については調査をさせていただいております。

ただ、その調査内容等ですね、詳細については申し上げることを控えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それですね、調査した結果の内容を見て、あくまでも信用をおける会社ということで判断しておりますので、その点については大丈夫と判断しております。

議長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3 番（高野 進議員） 調査した結果、大丈夫だというか、そういうことで捉えてよろしゅうございますか。

（2）に入ります。

株式会社ワンテーブルとの契約書に保証金や契約の違反等した場合の記載はありますかということですが、続けてちょっと申し上げます。

事業期間終了時、10年後、去年からですから9年後になりますが、または期間の途中で中止や撤退もあることを想定して、原状回復に要する経費等の負担の担保としての保証金、約束違反等をした場合のペナルティー、罰金ですね。これらを記載すべきと思いますが、そのような記載があるのかどうか、契約書に。

そうでなければ、これらの経費は町の負担、いわゆる町民の税金で賄うことになってますが、いかがですか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 今回の「WATARI TRIPLE [C] PROJECT」につきましては、東日本大震災からの復興を遂げた荒浜エリアが、この先10年間で新たな魅力を創出し、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図るための全体構想でございます。

「WATARI TRIPLE [C] PROJECT」は、1つの事業ではないことから、株式会社ワンテーブルと「WATARI TRIPLE [C] PROJECT」を進める上での契約書は取り交わしておりません。

しかしながら、事業化に向けた詳細な協議を進める上での協定書を取り交わしており、協定締結の相手方としましては、代表者が株式会社ワンテーブル、構成員がワンテーブルライフプランニングと一般財団法人東北復興プロジェクトでございます。

また、本事業を進める上で、協議にかかる費用につきましては、株式会社ワンテーブル等の負担となっております。

なお、「WATARI TRIPLE [C] PROJECT」におけます各種事業を実施する予定としておりますが、例えば、現在進めておりますスケートボードパーク整備事業等のように、企業版ふるさと納税などを活用し、町が発注者となる事業につきましては、公共事業となりますので、町の契約書に基づき、契約を締結

し、約款に記載されているとおりの保証等に該当してくることになります。

議 長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3 番（高野 進議員） 要するに、契約書は取り交わしているというふうに、どっちでしょう。当初は交わしていないような。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） そちらの企画課長よりお答えをさせていただきます。

議 長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） 町長が申しましたのと重複いたしますけれども、まず、協定書というのをワンテーブルのほうと結ばせていただいております。

これについては、ワンテーブルと、テーブルライフプランニングと、あと東北復興プロジェクトというその3つの企業が今回のプロジェクトの相手方になりますので、協定書という形で結ばせていただいております。

最後に言った契約を結んでいるかどうかということについては、今後一つ一つ事業をやっていく中で、例えばふるさと納税、企業版ふるさと納税を使った場合は町の事業になりますんで、町がお金を支出するという形、町のほうに企業版ふるさと納税というのは一応予算として入ってきますんで、それを活用した事業は公共事業になります。その際は、その事業一つ一つと契約という形で、契約書を結んで、その中の約款にいろんな条項が入ってくると思いますんで、それぞれの事業によって内容が変わると思います。

以上です。

議 長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3 番（高野 進議員） 協定書は分かるんですよ。前、全員協議会で、協定書が、契約書する。そういう順序になっているんですが、契約書は、今度個別にやるという形に捉えるしかないんですが、それでよろしいんですか。

議 長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） 契約書はあくまでも、一つ一つの事業をやるための契約、委託契約という形になりますけれども、そちらの契約書を取り交わすという形になります。

議 長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3 番（高野 進議員） 前に戻りますけれども、この保証金や約束違反ね、契約の場合、

この場合のペナルティーとかあるんですか。もう事業が進んでるわけですよね。現に、少しずつ。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） 事業をお互い協議をして、どういう事業をやっていくっていうのは進めておりますけれども、実際に、例えばスケートボードパークでしたら、スケートボードパークの工事の発注ですね、委託という形のやつは契約をしておりますので、それについてはその契約の中で、保証金なり、様々な要綱がそこに入ってくるかと思えます。

議長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3 番（高野 進議員） じゃあ根っこから株式会社ワンテーブルと契約書というのは交わしてないと理解してよろしゅうございますか。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） 先ほども申しましたように、協定書という形で取り交わしておりますので、契約書という形ではございません。

議長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3 番（高野 進議員） 次、行きます。平行線なようですから。

（3）株式会社アップルファーム、これは別会社です。が行う事業の貸地は有償で、株式会社ワンテーブルが行う事業の貸地は無償である。

なぜかということですが、面積と金額をまず申し述べます。

株式会社アップルファームが使用する土地の面積は、900平方メートルです。行政財産の使用料という形になりますかね。単価は320円、私の調べでは。としますと、年間アップルファーム使用する土地、金額にしますと、28万8,000円でありませぬ、年間。

これは、WATARI BAY AREA CONCEPT、15事業に該当するわけだ。目的は、障害者のグループホームと、就労継続支援事業所を自己資金で建設するということです。

株式会社ワンテーブルが使用する土地の面積は、7万8,700平方メートルであります。これを同じように320円計算しますと、金額は年間2,518万4,000円です。金額が違ったらご指摘願います。

で、ワンテーブルが使用する土地の面積の金額約2,500万円は無償で、アップル

ファームが使用する年間28万8,000円は有償と、これはなぜ違うのか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 今回のアップルファームが行う事業の借地は有償、そしてワンテーブルが無償ということでございますが、株式会社ワンテーブルが「WATARI TRIPLE [C] PROJECT」で計画をしております、仮称鳥の海公園パークサイドエリアは、旧鳥の海陸上競技場の駐車場の跡地であり、災害危険区域であること、また、財産の交換、贈与、無償貸付等に関する条例第4条第3号東日本大震災からの復興に資するものに該当すると判断しまして、無償の貸付けをさせていただいております。

次に、荒浜藤平橋に、障害者向けグループホーム等、就労継続支援事業所を建設する株式会社アップルファームへの町有地の貸付けにつきましては、WATARI BAY AREAの15のコンセプトの中にありますが、障害者雇用促進及び居住拠点事業の一つであります、災害危険区域外の町有地でありますことから、条例に基づく使用料を徴収しての貸付けとすることになります。

議長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3 番（高野 進議員） なるほど、アップルファームですね。

同じように言いますと、町内に福祉施設っていいですか、あるわけなんですけどね。極論すれば、日就苑とか、それらは無償なんですよね。これらはなぜ有償なのか。

私は、鳥の海エリアじゃないと言いながらも、同じような使い道なんですよね。それらを統一してはどうかというふうに、私は思うんですが、そういうつもりはございませんか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） ただいまお話に出ました日就会とか、そのほかの施設いろいろございますが、それに関しては、町のほうが大分誘致を、進出を誘致をお願いしたという経緯があるようでございます。その辺も踏まえまして今回は、現在のところ、アップルファームの件に関しましては有償ということになっておりますが、今回、先方のほうから、うちのほうが引受けたいと、こういう事業をしていきたいという形で出てきたもんですから、現在のところ、有償という形で進める計画にしておるところでございます。

議 長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3 番（高野 進議員） 先様から進出してくるというのは、どちらかというと有償で、こちらからお願いしているのは、無償だというふうに理解してよろしゅうございますか。

分かりました。

次。早いようですが、（4）に入ります。

本町では、当初申し上げましたけれども、「新たな財政負担を生じないことが提案の条件とし」となっていますが、ただし書がある。事業を実施した結果、本町に大きな財政効果や住民サービスの向上の実現が見込まれる事業については、本町の財政支出を排除するものではありません。

財政負担が生じないことが条件なんだと、簡単に言えば。ただし、町で判断した場合は、排除するものではないという形なんですけど、ここで、事業を実施した結果ということですがね。これ事業は10年間、当初からいけば10年間で、実施した結果とは、10年後と解釈してよろしゅうございますか。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） この「WATARI TRIPLE [C] PROJECT」に関する協定の期間は、令和13年3月31日までとしておりますので、全体事業の結果の精査は、その後になると思います。

議 長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3 番（高野 進議員） ということは、10年後と解釈をするということによろしいんですね。

そうします。町長の答弁で。

（2）です。

本町に大きな財政効果や住民サービスの向上の実現が見込まれる事業の判断基準は何でしょう。具体的に答弁願います。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 本事業におけます目標は、前のほうでもお話をさせて、議員のほうからお話でしたが、年間20万人の集客、2億円の経済波及効果、50人以上の雇用創出、定住促進、互理ブランドの認知の向上でございまして、重要業績評価指標となること、この目標値が達成され、町の支出が伴えばその費用に見合った

効果が得られると判断した場合のみ予算計上させていただきます。

なお、民間提案制度の要綱には、予算案件等が議会において承認されなかった場合は、事業化されないとした条件も付しておりますので、議会でのご審議もいただくこととなります。

議長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3 番（高野 進議員） たしかそのようだと、私も理解いたします。

ちょっと早いようですが、結びのほうになります。

（5）株式会社片野工業から負担付寄附として、4億5,000万円がありました。

使い道は、株式会社ワンテーブルが開発したゼリー、防災ゼリーといいますか、と、その配布ですね。と、低濃度オゾン発生器の設置ですが、次、伺います。目的は、「防災都市創造に向けた社会実証・研究に使用」とありますが、具体的な内容をお伺いいたします。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 「WATARI TRIPLE [C] PROJECT」の一環であります防災都市創造に向けた社会実証研究事業につきましては、東日本大震災から10年以上が経過し、災害の記憶が薄れ、防災への意識が変化しているとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される中、町民が安全で暮らせるまちづくりと、本町を訪れる方々に安心していただける地域社会を実現することが重要課題でありますことから、防災への備えと意識の醸成、新型コロナウイルス感染症により、大きく疲弊した地域経済の再生、さらには新しい生活様式の確立に向け、本事業により、実証研究した成果を、今後のまちづくり、そして防災都市の創造に生かしていくことを目的とした事業でございます。

具体的には、株式会社ワンテーブルが製造販売しております備蓄ゼリーに、本町特産品のイチゴを使用した新たなゼリーを開発するとともに、パッケージのデザインコンテストを実施して商品化を図り、全町民への配布と役場防災倉庫に備蓄します。

さらに、低濃度オゾン発生器を公共施設や小中学校、児童施設、介護施設、飲食店に設置をいたしまして、安全・安心な室内環境を提供します。

そして、アンケート調査を実施し、町民の防災意識や心構え、行動がどのように変わったかの効果・検証を実施する予定となっております。

議 長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3 番（高野 進議員） 末尾に効果・検証ということです。ということは、実証ですね。社会実証・研究に使用。で、効果ということは、よそではあった事例というか、実際によそでやってたとか、そういうことはあるんですかないんですか。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） こちらの件は、企画課長より答弁をさせていただきます。

議 長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） こちらの2つ事業がございますけれども、ゼリーの開発、あと配布等についての他町村での事例、これはございません。

すみません。これは、オリジナルゼリーの開発というのはございましたね。ただ、それについての実証・研究という事業についてはないと思っています。

もう1つ、オゾン発生器のほうですね。こちらのほうの配布等の実績っていうのは他町村でもあるようですけれども、それについての研究、社会実証研究ですね、そちらについての事例というのは、私のほうで把握してはございません。

議 長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3 番（高野 進議員） 把握してないっていうことは、ないとも捉えてよろしゅうございますか。

続けます。ゼリーもないということで。町民はモルモットなんですかどうですかって聞きたい。

議 長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） 町民をモルモット化するっていうふうなご質問の意図がちょっと分かりませんが、幾ら何でも町民をモルモットにするというふうなことを役場で事業化するということはまずございませんので、あくまでも危険なものを配布したり、配置したり、そのようなことは絶対にありませんので、その点についてはご心配いただかなくて大丈夫だと思います。

議 長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3 番（高野 進議員） 不適切な言葉かもしれませんが、モルモットね。

実証も実験もしていないのに、どうして互理町民が、何て言うんでしょう、そういうふうには社会実証研究に使われるんですか。それを聞きたい。

議 長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） オリジナルゼリー等に関しましては、もう既に製品化されておりますので、オリジナルゼリーというか、防災ゼリーですね。そちらのほうは、製品として販売もされておりますし、いろんなところでもう使われておりますので、それを今度互理町の食材を使って、今回の場合イチゴになりますけれども、それを使ったオリジナルの防災ゼリーをつくと。その開発。

そして、それを町民1人ずつお配りして、それを配られて、実際に食する方もいらっしゃるでしょうし、備蓄として持っている方もいらっしゃると思うんですけれども、そういったときの安心感なり、実際に食べてみてのおいしかったとかそういったものをですね、いざとなったときには実際に使えるとか、そういった防災に対する意識の啓発。

もう1つ、低濃度オゾン発生装置ですね。こちらについても、既に製品化されている、売ってるものですので、こちらについては、もちろん全国でもいろんなところで使われております。いろんな現場で使われております。

それを互理町の各施設、公共施設をはじめ、先ほど申しましたように学校とかです、あとは保育所とかそういった幼稚園とかそういった場所、あとは飲食店とか、介護老人ホームとか、そういうところにおいて、こういうコロナっていうのもございますけれども、日頃からそういった安全の場所の確保というのに役立てたいということでの研究、社会実証実験ということになります。実験というとおかしいですね。社会研究になりますので。

以上でございます。

議長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3 番（高野 進議員） 当初からそのように答弁されればよかったんですが、ほかで使われたことがないとか。今の答弁で分かりました。

次に、低濃度オゾン発生器の設置先及び台数をお伺いいたします。

なお、低濃度オゾン発生器は、単価幾らか。私なりに試算はしているんですが、まず、答弁を伺います。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 先ほど一部企画課長のほうでも答弁しましたが、オゾン発生器につきましては、大型機が2台、中型機が346台を各公共施設、小中学校、保育所、児童館、介護施設、そして設置を希望される飲食店に設置する予定で進めておりま

す。

積算単価につきましては、まだ発注前でございますので、回答は控えさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3 番（高野 進議員） ちょっと今の答弁の中で、細くいきますが、小中学校と公共施設と飲食店、この3つに分けたいと思うんですが、小中学校は何台、公共施設は何台、飲食店何台。これら答弁願いたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） そちらに関しましても、担当しております企画課長よりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） 大変申し訳ないんですけども、各施設ごとにですね、例えば小中学校で何台っていうと、ちょっと計算しないといけないんで、その学校によって台数が変わるんですね。実際に現場のほうをちょっと見させていただいて、その学校の大きさとか教室数によって台数が変わってますんで。

例えば亘理小学校であれば28台というふうに、こちらのほうで記載してございますけれども、全部だとちょっとすぐぱぱっと計算できなくて、申し訳ないんですが。

大体が小学校だと、10台から20台ぐらいの間ですね。あと中学校だと、10台前後ですね。各それぞれが。

あと飲食店、こちらについては26か所を予定してございます。

あとは介護施設、こちらは町内の4事業者ですね。台数については、各施設5台ずつ、全部で20台ということになります。

飲食店のほうは各1台ですので、26台という形になります。

以上でございます。

議長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3 番（高野 進議員） 大体の台数は分かんないとかちょっと。小学校が10ないし20台ということは6校あるわけですから、60台から120台、計算上いきますね。

中学校は10台、4校あります。40台。

出るんじゃないですか。

介護は20台、飲食店が26台。

前から質問、事前通告出してるわけだ。計算しますと、120、146、146から200台ぐらいです。そういう計算でよろしゅうございますね。今のところで。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） 小学校に関しては、全部で105台になりますかね。

あと中学校が55台になります。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3 番（高野 進議員） 介護施設等が20台、飲食店が26台ですね。

そうすると、約200台と捉えてよろしゅうございますか。まず、それからいきます。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） 今、議員さんがおっしゃった分野だけを申せば、そのような形になりますけれども、全部で346台というふうに、先ほど町長のほうで答弁させていただきました。

議長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3 番（高野 進議員） ということは、私が聞いているのは、小中学校、それから公共施設、飲食店、聞いています。そのほかにもあるということですね。そう捉えてよろしいんですね。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） 先ほど議員さんのほうからですね、小中学校というふうに質問されましたので、その分だけを計算させていただきました。

公共施設、ほかにもまだまだございますので、保育所から始まりですね。保育所についても町の保育所、あと児童館とかですね、あと町内の児童クラブ、あと私立の幼稚園等もございます。

そのほかに学校、小学校、中学校、高校ですね。あと役場の施設として公民館、あと図書館、あとはもちろん本庁舎にもございますし、保健センター、わたり温泉というふうな、全部で、公共施設っていいですか、そちらの分野のほうでいきますと41施設になります。

議長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3 番（高野 進議員） あのね。低濃度オゾン発生器はね、全員協議会で説明されている

んですよ。小中学校、それから公共施設、飲食店、だから聞いているんですよ。

言葉悪いけれども、言ったほかのほうもほかのほうもって、それで346台ということですね。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） 全部合わせますと346台ですね。で結構です。

議長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3 番（高野 進議員） 細部についてはまた別の機会に。

飲食店への設置希望なんですけど、設置は26台。これは12月の17日、発信日でございます、飲食店。

10日後の12月27日までに回答欲しいというふうな書面が、各飲食店に行っております。僅か10日間。

私が聞きたいのは、飲食店に何通というか、何店に発信して、集約したのが26台と。飲食店、トータル幾らぐらい出していますか。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） こちらの事業について、町が直接やったわけではないので、何飲食店にやったかというのはちょっと把握はしてございません。

議長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3 番（高野 進議員） あのね。発信日は、先ほど言うた12月の17日です。担当は、亶理町企画課、共創イノベーション班になっている。一体どういうことなんですか。これちょっと。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） 大変失礼いたしました。

私のほうで何事業所に配布したかというのを把握しておらなかったということでございます。失礼しました。

議長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3 番（高野 進議員） 担当課でね、発信して、12月の27日回答くださいと言って、把握してないというのは、おかしくないですか。

ましてや設置先の中に飲食店って入ってるんですよ、前々から。それらも把握してないんだ。なければならないでいいです。もう一度答弁願います。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） 飲食店に配布するというのはもちろん把握はしていますけれども、何事業者に配布したかというのをちょっと把握してなかったということでございますので。

議長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3 番（高野 進議員） 飲食店の数と事業者の数、似たようなもんじゃないですか。だったら飲食店の数幾らですか、出したの。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） 町内の飲食店の数、大体80弱と認識しております。

議長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3 番（高野 進議員） ということは、80ぐらい出して、お店ね、26台だということね。説明会はまだしていないと思うんですよ。文書には説明会ありと、12月27日、年末ですよ。あれから2か月過ぎている。今、3月。遅々として進んでないというふうに私は理解します。

さて町長、先ほど単価については、まだ計算できてないやに伺いました。アバウトでいいですから。

というのは、次の問題が出てくるんです。答弁願います。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 先ほどですね、私がお話したのは、積算単価につきましては、発注前でございますので、回答は控えさせていただきたいということで、できてないというそういう意味ではなくて、控えさせていただくというお話をさせていただきました。

議長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3 番（高野 進議員） ということは、答弁できませんということですね。はい。

これも全員協議会の場での話です。あくまでもね。決定はしてないんでしょうから。

500台で8,000万円です。伺っています。よろしいですか。

500台で8,000万円。割れば、1台16万円という計算になります。計算上行きましますよ。

8,000万円、1台16万円、それで計算しますと、前後しますけれども、ゼリーが約3億円です。単価500円掛ける60万個、これ3億円。

8,000万円加えますと、3億8000万円。

これ答弁の中からの私質問ですから。

寄附金が4億5,000万円、そして3億8,000万円引きますと、7,000万円残るわけ。
この問題は後ほどします。

金額8,000万円、16万円。私の調べでは、5万と600円なんですね、1台当たり。
この辺どうでしょう。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） こちらのほうは、担当してる企画課長よりお答えさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） 単価については先ほども申しましたとおり、回答は控えるということですが、議員さんのおっしゃるような単価の範囲内ぐらいではないかと考えます。

議長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3番（高野 進議員） 確認しますが、私の計算っていうか、私の調べでは、1台当たり5万と600円です。これ押さえておきます。

さて、業務完了予定、最後のほうになります。前後しますけどね。

業務完了予定は令和4年9月でございます。今年の9月。

予定どおり可能ですかということなんですが、なぜならば、町がこの事業を、この事業というか、片野工業からの寄附金の関係、行わない場合は寄附金4億5,000万円を無条件で返還することになっていると。これは、昨年6月17日追加議案の提案理由で説明がございました。

負担付寄附っていうのは、不履行の場合は、町が法的責任を、責任というか、義務を負うということですが、予定どおり9月までに、低濃度オゾン発生器の設置500台、それとゼリー60万個、各家庭っていうか、1人当たり9個、3万3,500人掛ける9個ですから、約30万個、残りは防災備蓄、それとふるさと納税にしようとして、こういうふうな説明もあったわけですが、これの履行はできますかということ。

もっといきます。よろしいですか。はっきりした答弁いただく。

付言いたしますと、寄附された株式会社片野工業は、創業は約29年前でございます。

す。資本金2,000万円、私の調べです。

で、低濃度オゾン発生器の製造元である株式会社エアーサクセスジャパンの社長も、片野工業と社長は同じでございます。

片野工業から寄附をいただいて、ワンテーブルが開発したオゾン装置の機械、それを製造するのは、片野工業の社長と同じ会社、エアーサクセスジャパン。

ゼリーについては、これ開発したということなので、ワンテーブルと解釈するわけですが。したがって私が言いたいのは、納品は可能だと思うんです。ツーカーですから。と思うんですが、これに対して問題は、町の対応は、9月までできますかということ、今の答弁聞いてて。いかがですか。返さなきゃないんですよ、金。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 事業の完了につきましては、ゼリーの配布、そしてオゾン発生器の設置完了後に、アンケート調査を実施して、検証作業を行うため、来年の3月になる見込みと考えております。

議長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3 番（高野 進議員） 今、初めて伺いました。

来年の3月、今年の9月じゃなくて、来年の3月までだと。なるほどね。

ということは、町で返還するのは、まだそういう問題は起こらないというふうに解釈いたします。

そこでもう一ついきます。返還しなくていいというか、返還せざるを得ないというか、その問題は、防災ゼリーの配布とオゾン発生装置だけなのかどうか。

というのは、先ほど担当課長申されましたオゾン発生器は、5万と600円、私の計算でいきます。500台としますと、500台だから2,530万円。5万600円掛けますと、2,530万円。

防災ゼリーは、私調べもっと別なんですけど、500円の当初からしますと3億円ですよね。

3億2,530万円、残りの1億2,470万円があるわけ。

と、私が言いたいのは、ゼリー配布、これから低濃度オゾン発生器、それだけなのか、残るであろう1億2,470万円。これらも全部、何かに使って、初めて返さなくていいんだというふうな解釈でよろしゅうございますか。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） 今回の4億5,000万円の事業でございますけれども、売っているものをただお渡しするわけではございませんので、先ほどから申してるように、オリジナルのゼリーを開発するという開発費も入っています。

それから、オゾン発生装置等についてですね、ゼリーもそうですけど、配達料というのも入っていますので、それがやっぱり、数が数ですので、相当な数になると思われます。

それから、それに関する人件費等も発生するかと思いますし、そうですね、あとはアンケート調査とかですね。そういったものにも経費がかかりますので、そちらの経費を全部含めての金額になります。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3 番（高野 進議員） それら配送費も含めて、1億2,400何がし万円かかるというふう
に解釈して、そういう説明のようですが、解釈してよろしいですね。今、確認して
るんですよ。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） そのとおりでございます。

議長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3 番（高野 進議員） おっと時間が。

ゼリーについてですが、オリジナルゼリー、イチゴ等を使う、よろしいですか。

私の調べでは、オリジナルゼリーは298円です。さっき500円の計算でいって
ました3億円。298円です。これが60万個としますと、約1億8,000万円。1億8,000
万円。

それにオゾン発生器が2,530万円。

1億8,000万円に、2,530万円。表も何もありません。加えますと、2億4,500万円
です。2億4,500万円。

そうすると、4億5,000万円から2億4,000何がし引きますと、2億前後、今、端
数は別で残るわけ。

それらも配送費とか何かになるという考え方でよろしゅうございますか。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） オリジナルゼリーの単価を試算されておりましたけれども、そ

れについてはちょっと、金額については分からないんですが、どういったことでその金額が出たか分かんないですけども。

そうですね、金額の開発したものを残ったもの、配送費等ですね。人件費、配送費、アンケート調査、あと開発費の中にはイチゴの原材料費とか、加工費とかそういうのもございますので、それも含めて全部で4億5,000万円ですね。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3 番（高野 進議員） これ以上質問しても、正直な話、私には納得できません。

けれども時間もあれですから、結びのほうに行きます。

この事業は、金額からして約41億円です。ビッグボスじゃないですね、ビッグプロジェクトです。

内訳は、当町、町から、国から交付金約17億円。公有地等の無償も、そのほかにあります。残りの24億円は、当初申し述べたとおり、事業の中心、中心となる町は主体です。よろしゅうございますか。

事業の中心となる株式会社ワンテーブルの連携企業からの当然寄附金、自己資金で賄うというものです。

内部環境を見ますと、株式会社ワンテーブルの資本金は1,475万円です。

当局は、説明いろいろ受けていると言いますが、数値的に明確ではありません。ワンテーブルの強み、弱み、把握しているとは考えられません。財務分析等によって数値も答弁されておられません。質問したってどうせ出てこない。当該企業の強み弱みは、不明です。

外部環境を見ますと、名取市に温泉や宿泊施設等があります。ご存じのとおりです。加えて、これは2月24日ついせんだつての河北新報の記事ですが、仙台市若林区藤塚、今年の4月21日、間もなくです。農園、温泉、レストラン等の複合施設がオープン予定です。ご存じだと思います。大変な脅威です。外部環境。

もう一つは、費用対効果から見ますと、クエスチョンマークが私にはつきます。大丈夫なんだろうか。

納得できない点が多々ありますけれども、引き続き事業の今後について、注視をしていきたいというふうに思います。これ以上質問しても無駄でしょうから。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（齋 義弘課長） 10年間の巨大プロジェクトでございます、この民間提案制度。

その中でワンテールを町のほうでは採択して、プロジェクトを進行させておりません。

先ほど議員おっしゃったように、仙台のほう、あと名取のほうですね。非常に亶理町にとっては脅威的な、脅威に感じる施設が誕生しております。観光客、交流人口の拡大等について非常に亶理町も心配しているところでございます。

それに黙っているわけにはいきませんので、亶理町は亶理町なりのこの町の発展の仕方を考えております。

そこで、財政を少しでも、町の財政を使うことなく、民間の力を活用しながら行っていきたいということで、民間提案制度を採用したわけでございます。それで、その事業者として選んだのが、ワンテールでございます。

もうワンテールに託すということで、信用してワンテールにお任せして、あの地域を今後10年間、発展させていただきたいというのが町の希望でございますので、そういったものをもうスタートしましたので、心配な点は多々あるかとは思いますが、それをこの10年後に、やっぱりやってよかったなと言ってもらえるような施策にしていきたいと思っておりますので、議員の皆様をはじめ、町民の皆様のご理解をいただきたいと思っております。ありがとうございます。

議 長（佐藤 實議長） 高野 進議員。

3 番（高野 進議員） 今、質問をしなくても答弁されたわけです。

そのようになるように期待をいたしますが、懸念もしております。

以上をもって私の質問を終わります。

議 長（佐藤 實議長） これをもって高野 進議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の一般質問は通告4番までとして、通告5番からの一般質問は3月4日行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、残りの一般質問は3月4日午前10時から継続することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時04分 延会

上記会議の経過は、事務局長 西山茂男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 鈴木邦彦

署名議員 高野 進